



# 阿智村こども計画

令和8年度～令和11年度

こども・若者が夢を描きながら 自分らしく成長できる村

～地域ではぐくむこどもまんなか社会～

令和8年3月

阿智村



# はじめに

この度、令和8年度から令和11年度までの「阿智村こども計画」を策定いたしました。

阿智村の第6次総合計画では、将来像を「暮らす、生きる。阿智家族」としました。これは、村全体が家族のように、助け合い、励ましあい、夢を語りながら、持続可能な素晴らしい村づくりをしていこうという願いです。

その中で、「こども・若者が夢を描きながら 自分らしく成長できる村～地域ではぐくむ こどもまんなか社会～」をこども計画の基本理念としました。

近年、子育てを取り巻く環境や子育てへの考え方は大きく変わってきました。本村では、未満児保育や延長保育等の拡充や放課後総合プランの整備に努めてまいりました。そして、令和6年4月には飯田下伊那地域で先駆けとなる「阿智村こども家庭センター」（あちっ子プラザ）を開設し、妊婦さんから18歳までのお子さんとその家庭を対象とした、保健師や保育士、心理士による専門的かつ一体的できめ細やかな相談支援等、丁寧なサービスを推進してまいりました。

持続可能な村づくりのためにも、子育て支援の充実は今後も重要な位置づけであり、引き続き村としてしっかり力を入れていきたいと考えています。

結びに、本計画策定にあたり、こども・若者アンケートにご協力いただいた住民の皆様や各種団体をはじめ、慎重な審議を賜りました阿智村児童福祉審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます、御礼の挨拶といたします。

令和8年3月

阿智村長 熊谷 秀樹

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	5
第2章 こども・若者を取り巻く現状.....	7
1 統計からみる現状.....	8
2 こども・若者へのアンケート調査結果.....	20
3 小中学生の生活実態調査結果.....	26
4 支援者ヒアリングの結果.....	28
5 こども・若者会議の結果.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念.....	34
2 重点目標.....	35
3 施策体系.....	38
第4章 施策の展開.....	41
1 ライフステージを通して重要となる事項.....	42
2 ライフステージごとの重要事項.....	54
3 子育て当事者への支援に関する重要事項.....	59
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	63
1 教育・保育提供区域の設定.....	64
2 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	64
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	68
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	78
5 放課後児童対策パッケージ.....	79
第6章 計画の推進.....	81
1 計画の推進体制.....	82
2 計画の評価・検証体制.....	83
資料編.....	85
1 阿智村児童福祉審議会委員名簿.....	86

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達  
の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と  
表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども・  
子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。

# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

国では、平成 15 年に少子化対策の総合的な推進を目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための事業が展開されてきました。また、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」により、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられるなど、支援の充実が図られました。さらに、令和元年には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行され、幼児教育・保育の無償化により、幼児教育の負担軽減を図るとともに、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことが目指されています。

しかしながら、依然として少子化の進行や人口減少に歯止めがかからず、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校の件数の増加、こどもの貧困や孤立など、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。また、子育て当事者の子育てに対する負担感や不安、孤立感が高まったこと、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けないことなども課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行されました。この法律では、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として制定されています。令和 5 年 12 月には同法に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、少子化対策、こども・若者支援、貧困対策等を一体的に進めながら、すべてのこども・若者が心身の状況や環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

阿智村（以下、「本村」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年 3 月に「阿智村子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月には「阿智村第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を、令和 7 年 3 月には「阿智村第 3 期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

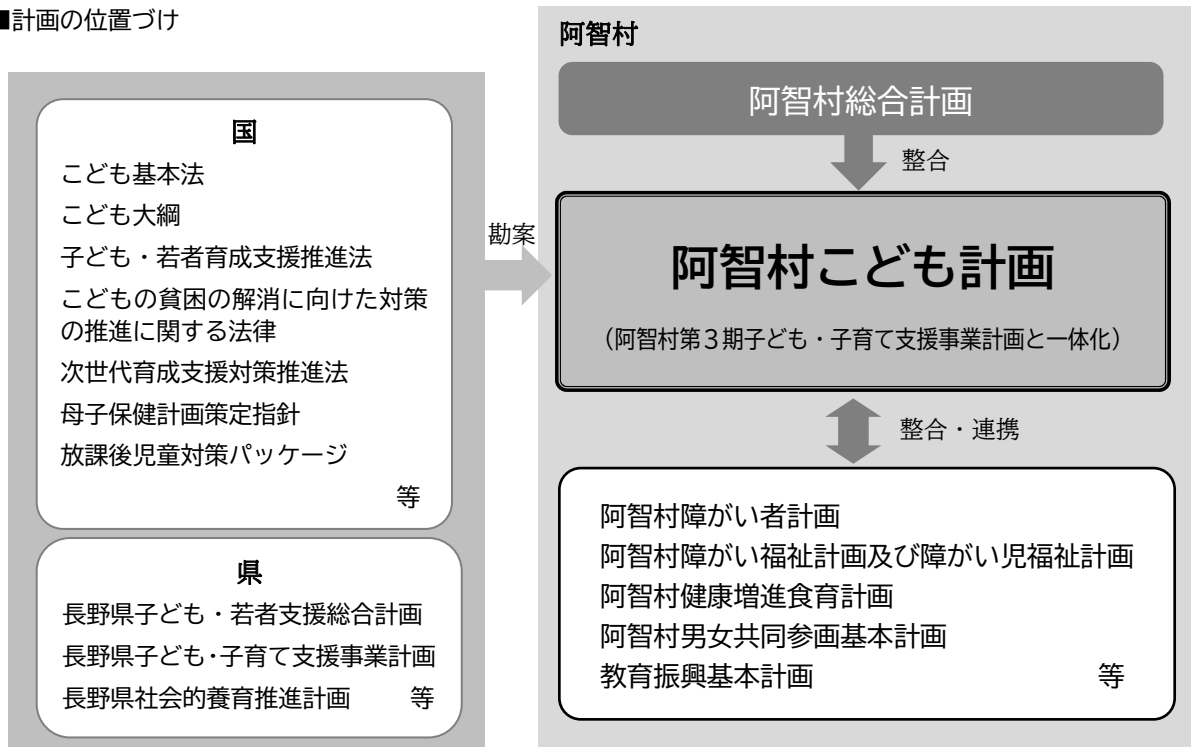
このたび、本村では、こども施策を総合的かつ強力で推進するため、国のこども基本法及びこども大綱、長野子ども・若者支援総合計画を勘案し、「阿智村第 3 期子ども・子育て支援事業計画」と一体的にした、「阿智村こども計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけ  
ます。

また、国や県等の法制度や計画等を踏まえるとともに、村の最上位計画である「阿智村総  
合計画」やその他の関連計画と整合を図り、策定します。

### ■計画の位置づけ



### ■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。また、本計画に包含する「阿智村第3期子ども・子育て支援事業計画」の期間は令和7年度から令和11年度となっており、本計画同様、令和11年度に見直しを行います。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて計画の見直しを行うものとしします。

#### ■計画の期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
計画の調査・策定	阿智村こども計画（4年間）				次期計画	
	阿智村第3期子ども・子育て支援事業計画（5年間）					

## 4 計画の対象

本計画は、子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

「子ども基本法」において『「子ども」とは心身の発達の過程にある者をいう。』とされており、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者としますが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

### ■「子ども基本法」抜粋

（定義）

第2条 この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

### ■「子ども大綱」抜粋

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している\*。

\*「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。



# 第2章

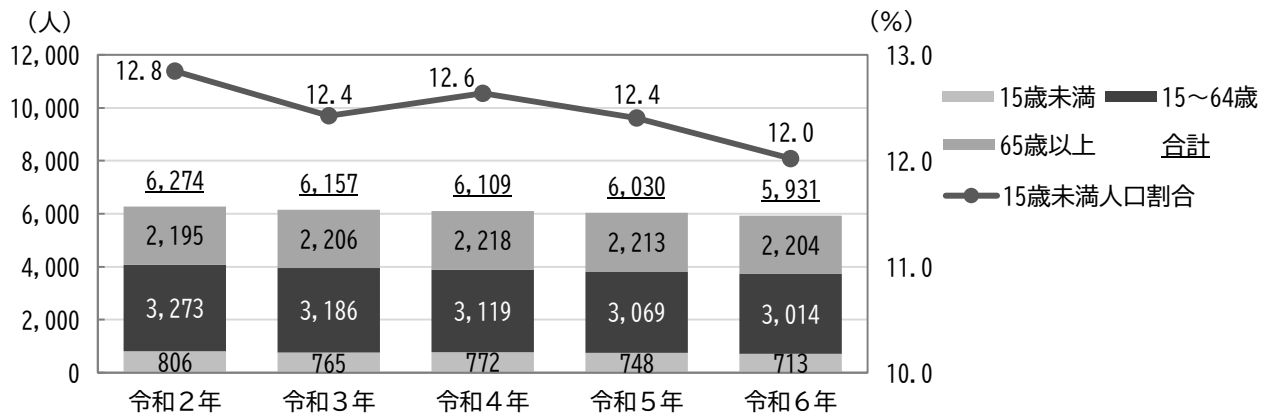
## こども・若者を 取り巻く現状

# 1 統計からみる現状

## (1) 人口の状況

総人口は、継続して減少傾向にあり、令和6年では6,000人を下回っています。年齢3区分別でみると、65歳以上人口は増加傾向、15歳未満人口、15～64歳人口では減少傾向となっています。また、総人口に占める15歳未満人口割合は約1割となっています。

■年齢区分別人口の推移

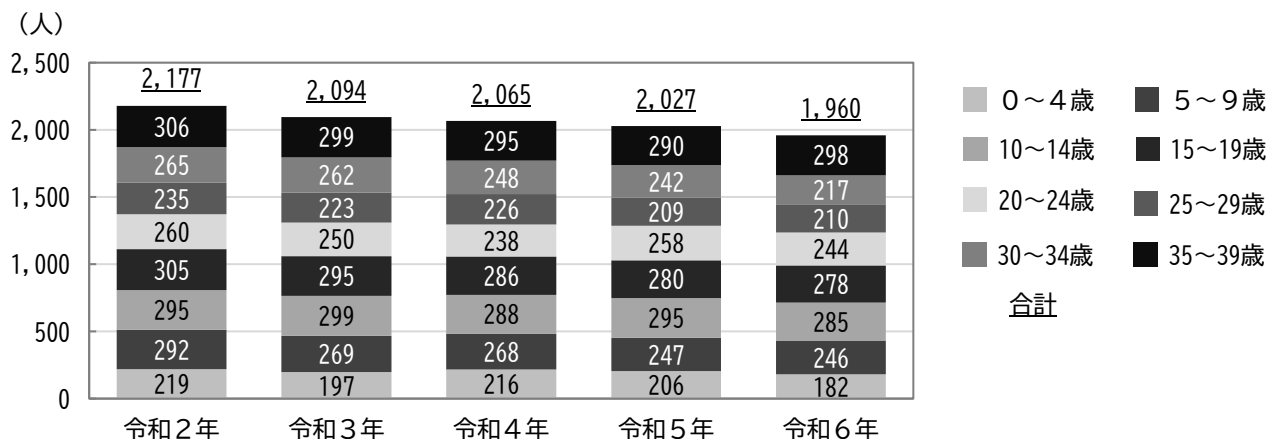


資料:住民基本台帳(各年3月31日時点)

0～39歳までの子ども・若者の人口は、継続して減少傾向にあり、令和6年で1,960人となっています。

年齢別にみると、令和2年から6年にかけてすべての年齢層で減少しており、特に5～9歳と30～34歳で他の年齢層と比較して減少幅が大きくなっています。

■子ども・若者の人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日時点)

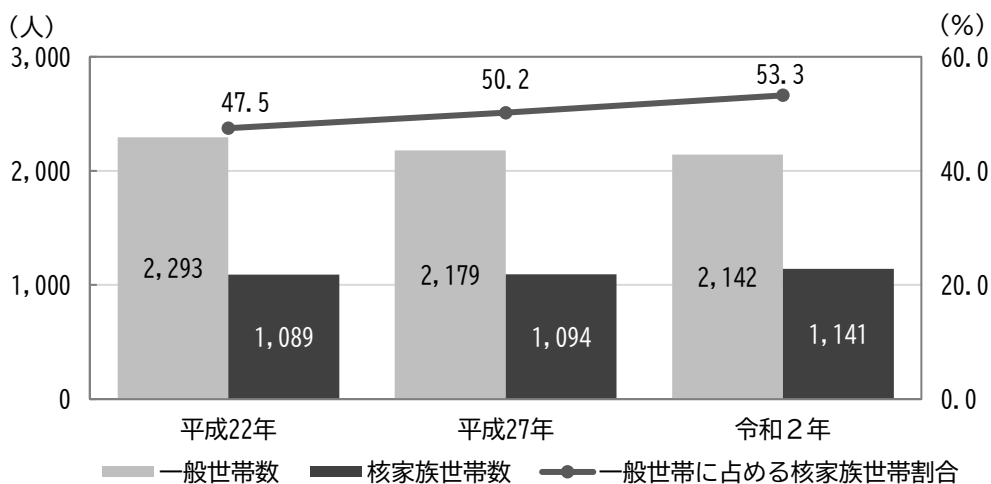
### ◎統計から読み取れるポイント

総人口は継続して減少傾向にあり高齢化が進行する中で、子ども・若者人口も減少しており、特に学齢期初期や子育て世代で減少幅が大きくなっています。将来にわたって人口減少が連鎖しないよう、子ども・若者や子育て世代が住み続けたいと思えるむらづくりが求められます。

## (2) 世帯の状況

一般世帯数は、減少傾向にある一方で、核家族世帯数は増加傾向となっており、一般世帯に占める核家族世帯割合も増加しています。

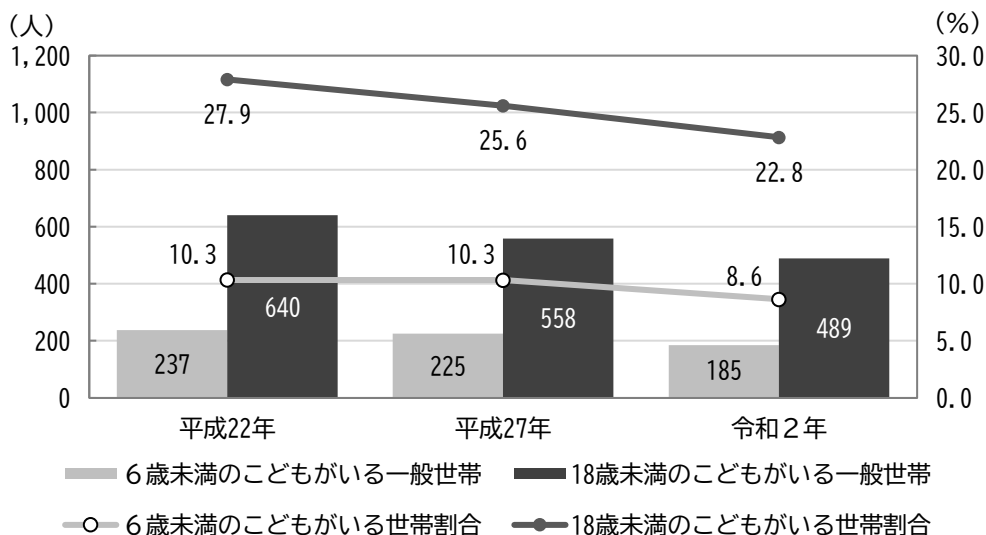
### ■世帯構造の推移



資料：国勢調査

一般世帯のうち、子どもがいる世帯割合は、減少傾向にあります。特に18歳未満の子どもがいる世帯割合は、6歳未満の子どもがいる世帯割合に比べて減少幅が大きくなっています。

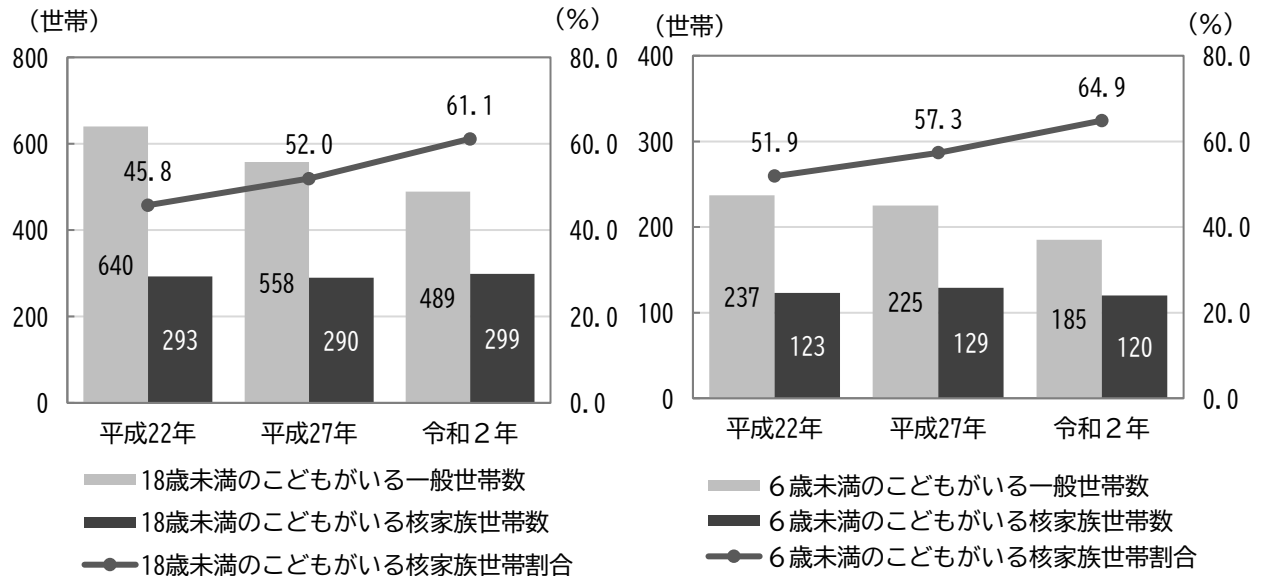
### ■子どもがいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

子どもがいる一般世帯数は、減少傾向にあり、そのうち核家族世帯数はほぼ横ばい傾向となっています。一方、子どもがいる核家族世帯の割合でみると、6歳未満、18歳未満世帯ともに増加傾向となっています。

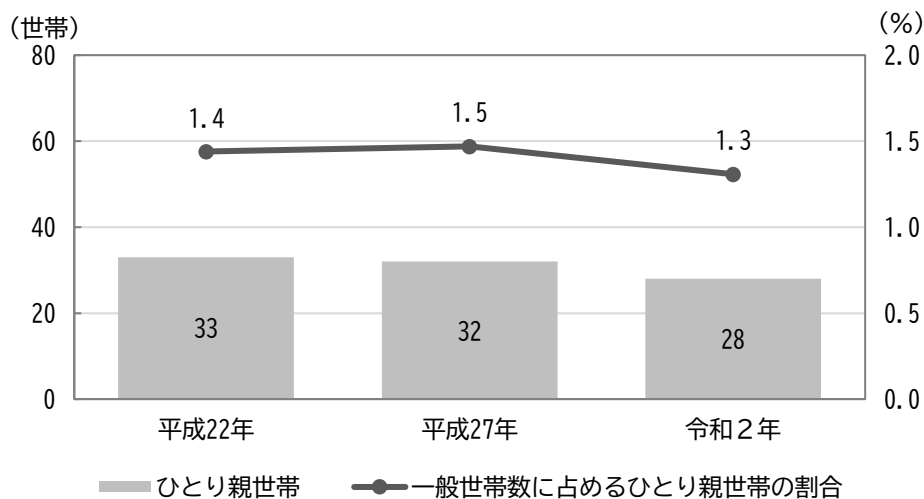
■子どもがいる一般世帯数と核家族世帯数・割合の推移



資料:国勢調査

ひとり親世帯は、令和2年で28世帯となっています。一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、ほぼ横ばいとなっており、令和2年で1.3%となっています。

■ひとり親世帯の推移



資料:国勢調査

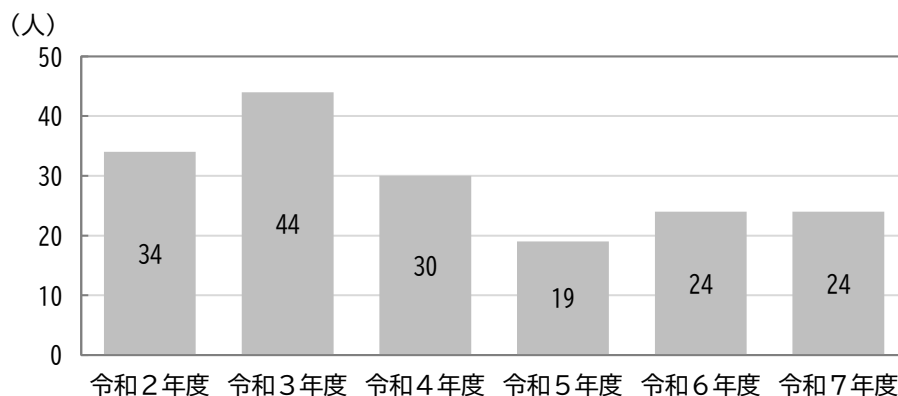
◎統計から読み取れるポイント

本村では、子どもがいる世帯は減少傾向にあります。一方で18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は高まっています。子育て世帯の縮小とともに、家庭内での支え合いの弱まりが懸念され、家庭外からの支援や地域による見守り体制の充実が重要となってきます。

### (3) 出生数の状況

出生数は、令和3年度に増加しましたが、その後減少傾向となっており、令和5年度から横ばいとなっています。

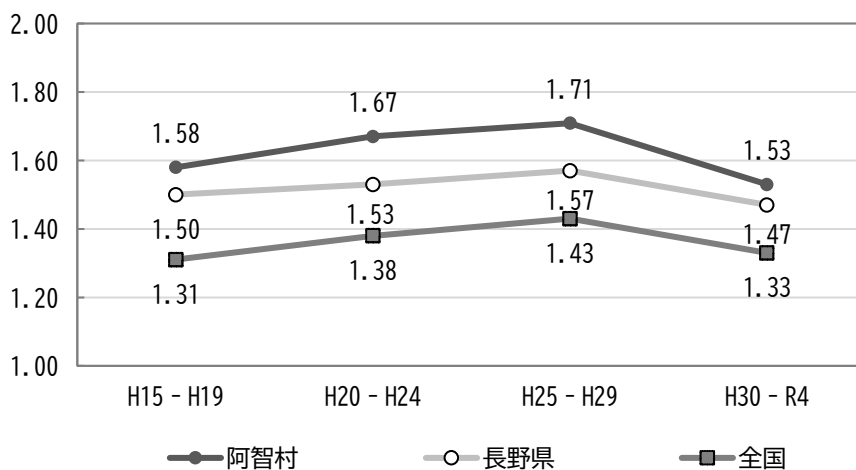
#### ■出生数の推移



資料:阿智村こども家庭センター  
(令和7年度は出生見込み数)

合計特殊出生率は、全国、長野県と比較して高く推移しており、平成30年ー令和4年で1.53となっています。

#### ■合計特殊出生率の推移



資料:人口動態保健所・市町村別統計

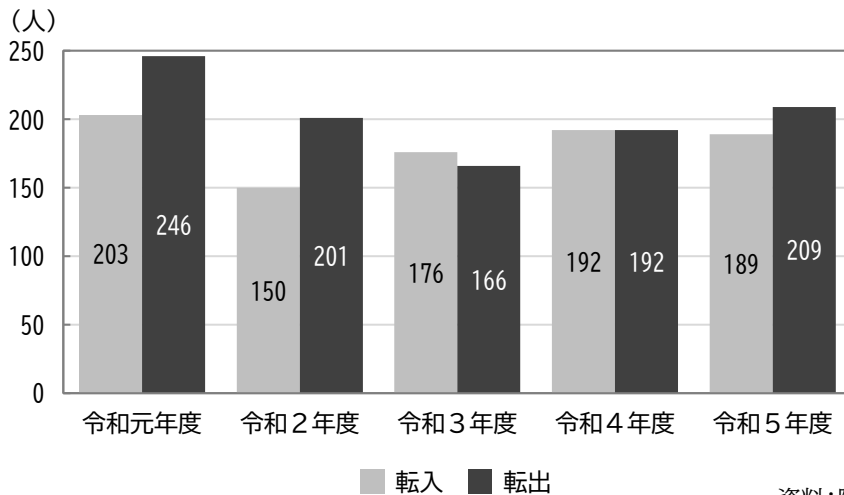
#### ◎統計から読み取れるポイント

出生数は一時的な増加を経て減少傾向にあり、令和5年度には20人と少ない水準となっていますが、合計特殊出生率は全国・長野県と比較して高く推移しています。引き続き、出産・子育て支援の充実に加え、若者・子育て世代の定着を図る取り組みが重要です。

## (4) 転入・転出の状況

転入者数は、令和元年度から令和2年度にかけて大幅に減少しましたが、その後増加傾向となり、令和5年度は189人となっています。転出者数は、令和元年度から令和3年度にかけて減少傾向にありましたが、その後増加に転じ、令和5年度は209人となっています。令和3、4年度を除き、転出者数が転入者数を上回っており、社会動態は減少となっています。

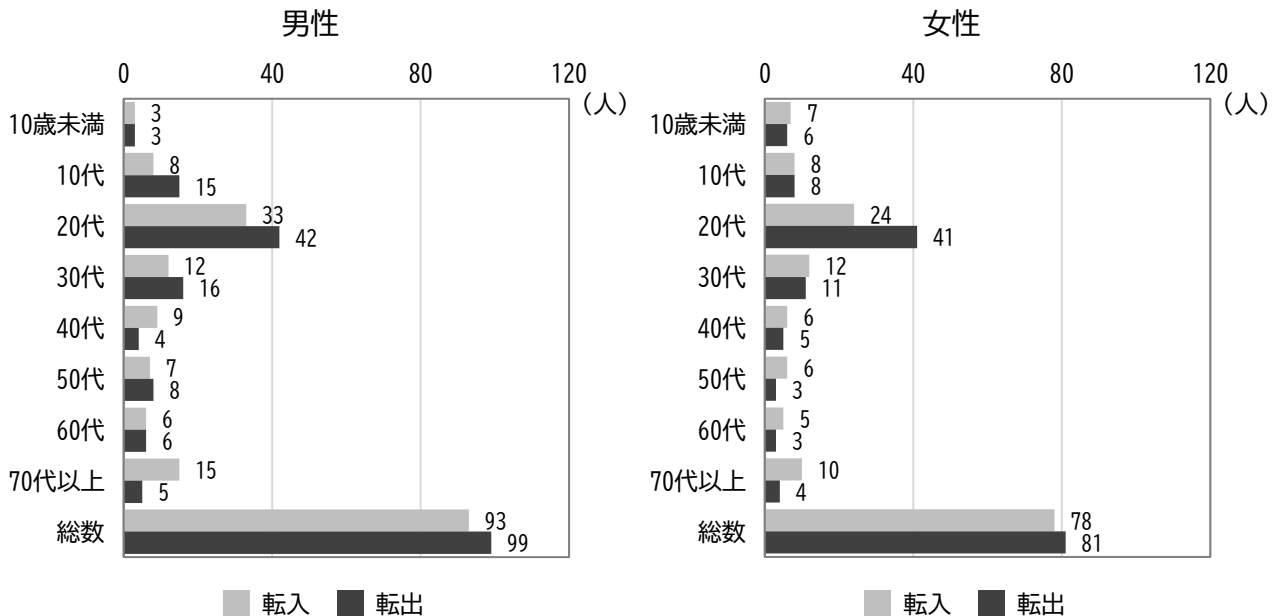
### ■転入者数・転出者数の推移



資料:阿智村の統計 2024

性別・年齢別の転入・転出者数は、男女ともに若年層での転出・転入が多く、特に20代での転出が多くなっています。

### ■性別・年齢別の転入・転出者数



資料:住民基本台帳移動報告(令和6年)

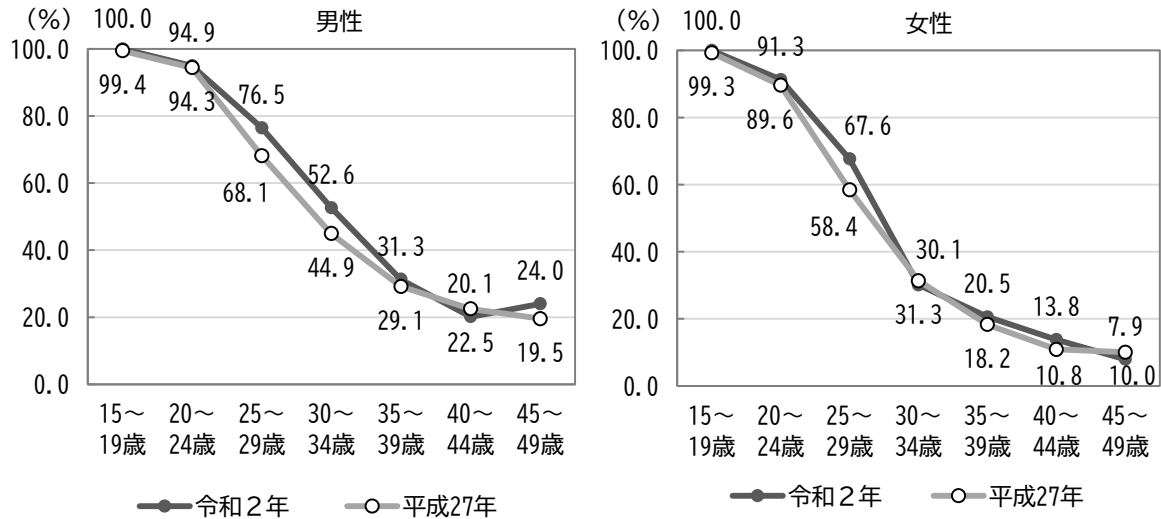
### ◎統計から読み取れるポイント

転出者数が転入者数を上回る状況が続いており、特に20代を中心とした若年層の転出が多いことから、進学・就職等を契機とした村外流出により、若者の定着が進んでいないことがうかがえます。若者・子育て世代の定着に向けた取り組みが必要です。

## (5) 婚姻の状況

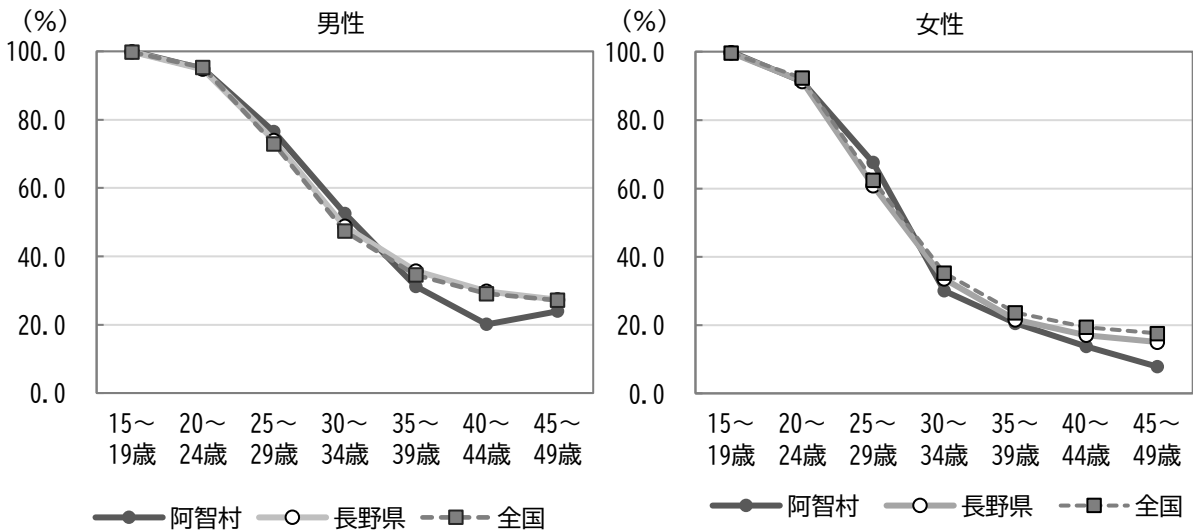
未婚率は、ほぼすべての年代で増加しており、特に男女とも 25～29 歳で増加しています。全国・長野県と比較すると、男性は 25～34 歳が高く、女性は 25～29 歳が高くなっています。

■年齢別未婚率（経年比較）



資料：国勢調査

■年齢別未婚率（国・県比較）



資料：国勢調査（令和2年）

### ◎統計から読み取れるポイント

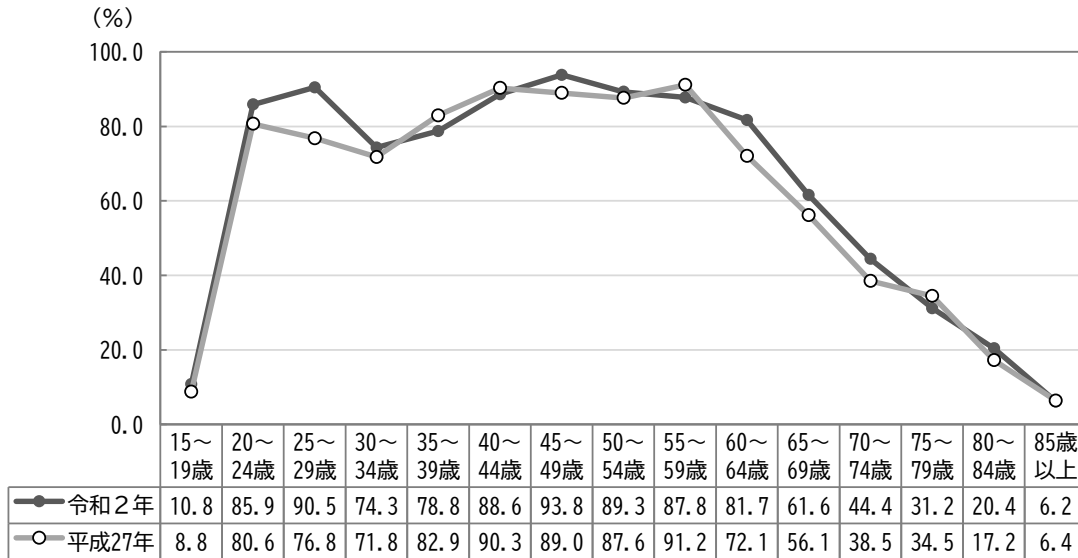
男女とも 25～29 歳で未婚率が高いことから、結婚の時期が遅れている、あるいは結婚に至りにくい状況がうかがえ、若者が将来設計を描きやすい環境づくりや、出会い・結婚を支援する取り組みの重要性が高まっています。

## (6) 就業の状況

女性の年代別労働力率は、ほぼいずれの年代も増加傾向にあり、特に25～29歳で増加し、平成27年の76.8%が令和2年で90.5%となっています。一方で35～39歳では減少がみられ、令和2年で78.8%となっています。

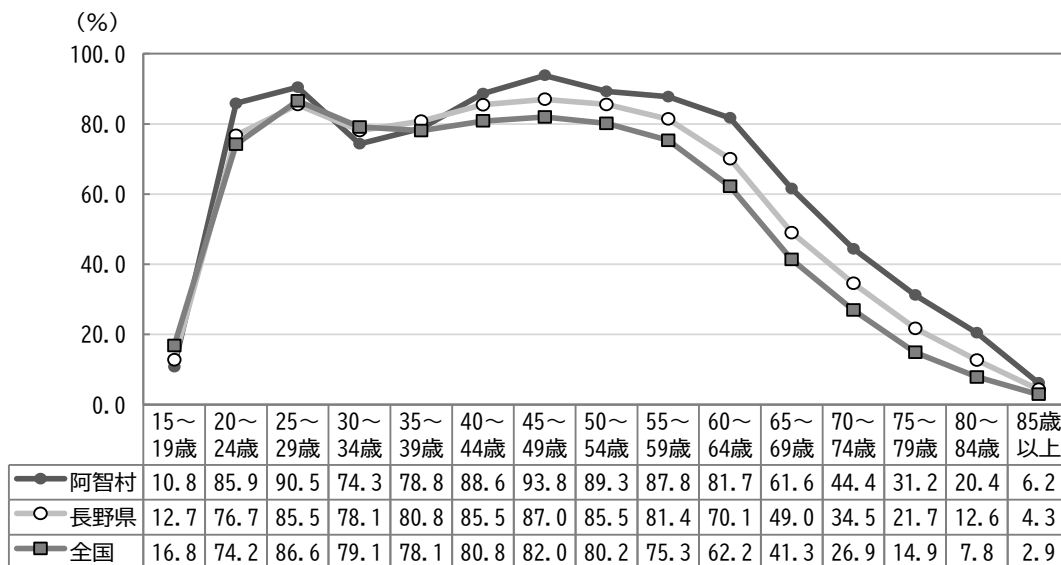
全国、長野県と比べると、おおむね本村が高い割合となっていますが、30～34歳では下回っています。

■女性の年代別労働力率（経年比較）



資料：国勢調査

■女性の年代別労働力率（全国・長野県比較）



資料：国勢調査（令和2年）

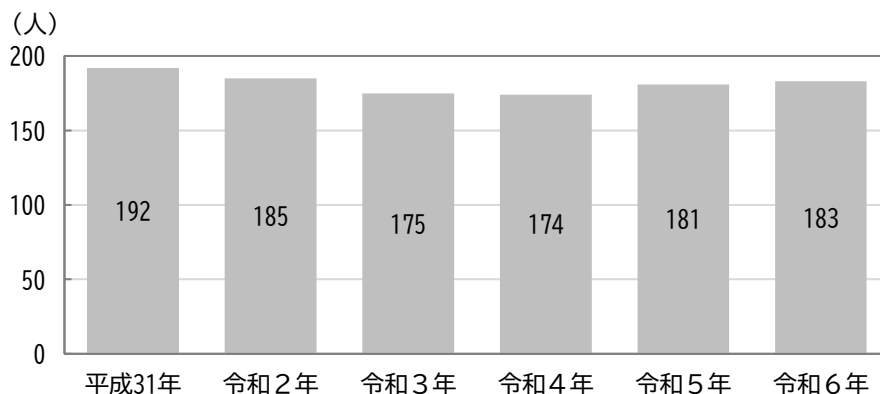
### ◎統計から読み取れるポイント

女性の労働力率は全体として上昇していますが、出産・子育て期にあたる35～39歳では低下がみられます。仕事と子育てを両立しやすい環境づくりや、柔軟な働き方を支える取り組みが必要です。

## (7) 保育園・小学校・中学校の状況

保育園児童数は、平成31年から令和4年にかけて緩やかな減少傾向にありましたが、その後は増加に転じています。これは保育ニーズの変化や受け入れ体制の整備による影響と考えられ、今後も状況を注視し、柔軟な保育の展開が求められます。

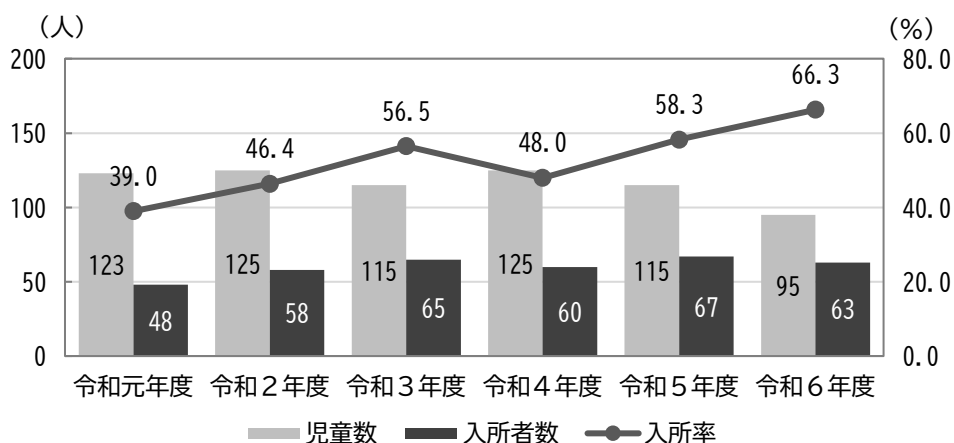
### ■保育園児童数の推移



資料：阿智村の統計(各年4月1日現在)

保育園未満児保育の入所者数及び入所率は、令和4年以降、増加傾向が続いており、近年では未満児児童数のうち約7割が保育園を利用する状況となっています。共働き世帯の増加等により、早期からの保育ニーズが高まっていることが要因と考えられ、今後も需要を見据えた受け入れ態勢の確保が重要となります。

### ■保育園未満児保育入所者数・入所率の推移

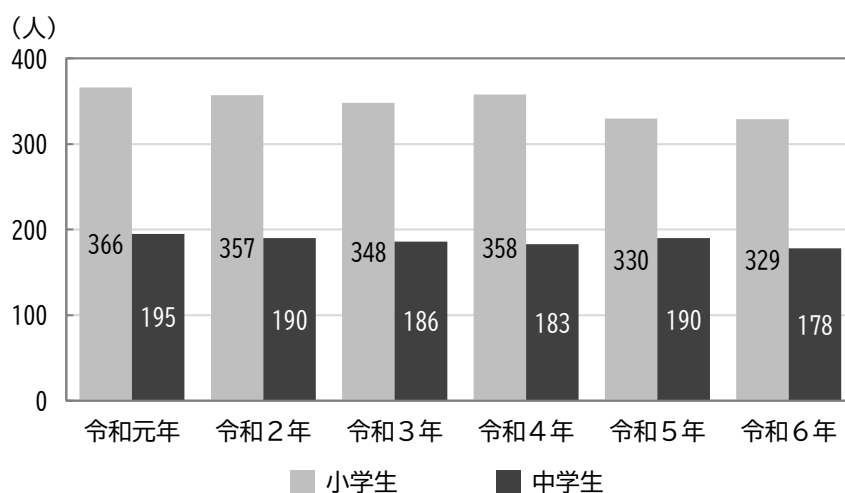


資料：阿智村教育委員会

小学生児童数・中学生生徒数は、増減しながら、減少傾向となっています。

国や県の将来人口推計に基づくと、本村は今後 25 年間で大きく人口が減少していくことが見込まれています。特に 0 歳から 14 歳の年少人口は、2040 年以は現在の約 62%、2050 年にはおよそ半数となると推計されています。村内の実際の出生数は、令和 3 年度までは毎年 40 人以上の出生数が続いていましたが、直近 4 年間は 20 人台と大きく減少しています。この傾向が続いた場合、令和 11 年度以降の小学校児童数は 20 人台となることが予想されます。

#### ■小学生児童数・中学生生徒数の推移



資料：阿智村の統計 2024 (各年5月1日現在)

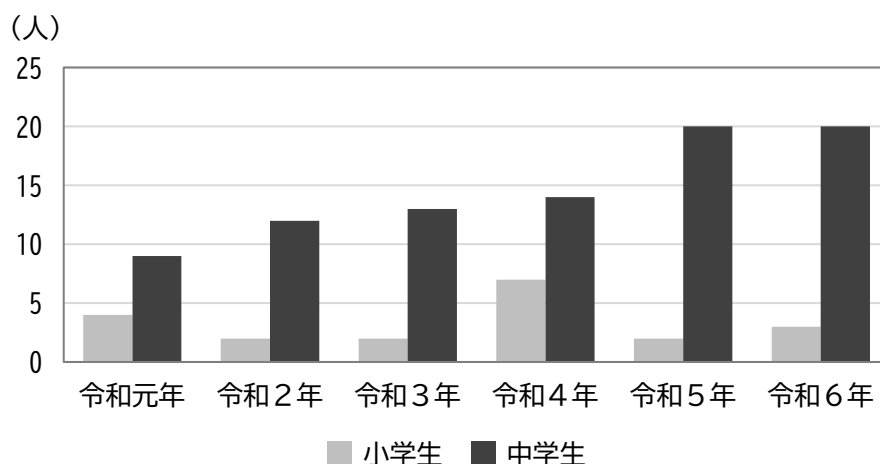
#### ◎統計から読み取れるポイント

保育園児童数及び未満児保育入所率は増加傾向にあり、子育て世帯のニーズが高まっていることがうかがえます。一方、小学生・中学生数は減少傾向にあるものの、少人数であることを活かしたきめ細やかな教育や学習の充実が重要となります。

## (8) 支援が必要な子ども・若者の状況

不登校児童生徒数は、小学生では令和4年をピークに減少傾向となっており、中学生では年々増加傾向となっています。中学校が抱える背景として、学区の広さと小学校の多さがあります。本村の5つの小学校と隣村の1つの小学校を合わせ6小学校の児童が一つの中学校に入学しますが、いずれの小学校も小規模・極小規模校のため、中1ギャップに加え、集団ギャップ、地域間ギャップが生じると考えられます。学習のつまずきや発達特性、生活環境等、個別で多様な状況が複雑に絡んでいます。

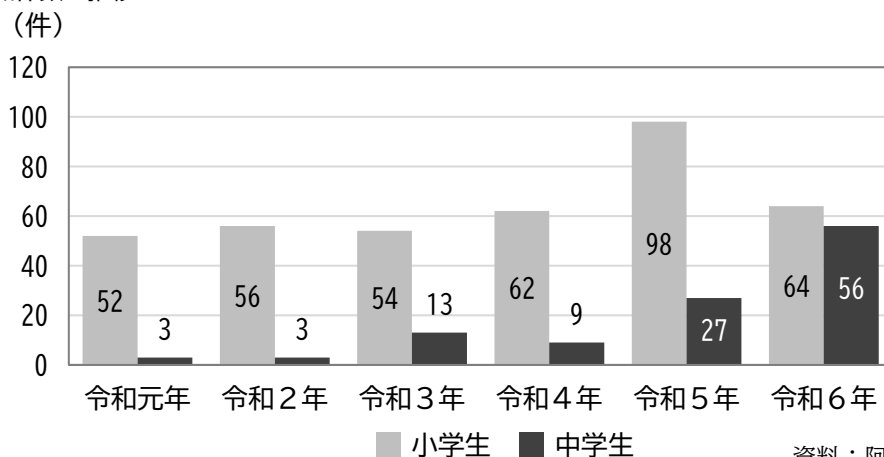
### ■不登校児童生徒数の推移



資料：阿智村教育委員会

いじめの認知件数は、小学生では、令和5年に急激に増加し、令和6年では減少したものの64件となっています。中学生では、令和5年から急増し、令和6年では56件となっています。中学生に比べ小学生の方が多い傾向にありましたが、年々中学生も増加し、令和6年には、小学生64件、中学生56件と大きな差がなくなっています。背景として、本村では、全小中学校で年3回いじめアンケート調査を実施し、いじめや悩みを訴えやすい雰囲気醸成されてきたことがあります。また、調査を基に学校により個別の聞き取りや支援をしていることも件数の増減に関わっていると考えられます。

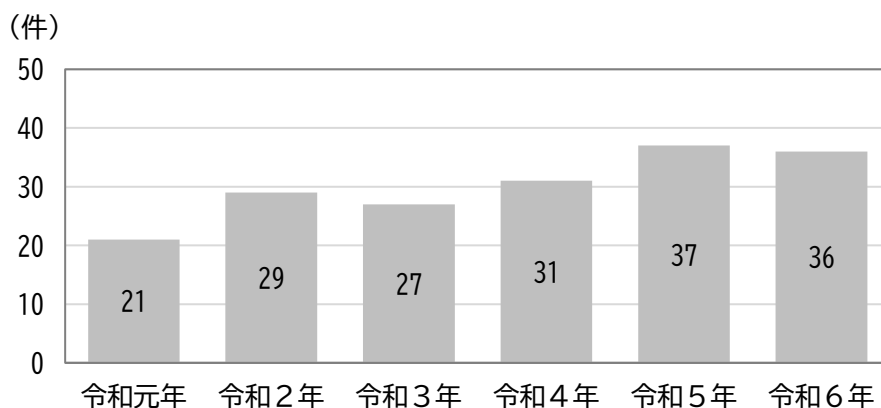
### ■いじめの認知件数の推移



資料：阿智村教育委員会

虐待の相談対応件数は、令和4年以降30件台で推移しています。本村では、令和元年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、令和6年度からは阿智村子ども家庭センターとしました。養育や虐待に関する専門的な相談対応を実施しながら、相談窓口を含めた虐待予防に関する周知啓発活動、保育園・学校をはじめとする各機関との連携を行っています。地域や家庭、時に当事者から広く相談が寄せられ、センター、拠点としての取り組みの定着も相談件数の推移に関係していると考えられます。また、何らかの事情により家庭以外の場所（児童養護施設・里親等）で養育されている子ども・若者もいます。村内すべての子どもたちが安心と安全のもとで育てられ、生きる権利を守られるための取り組みを引き続き図る必要があります。

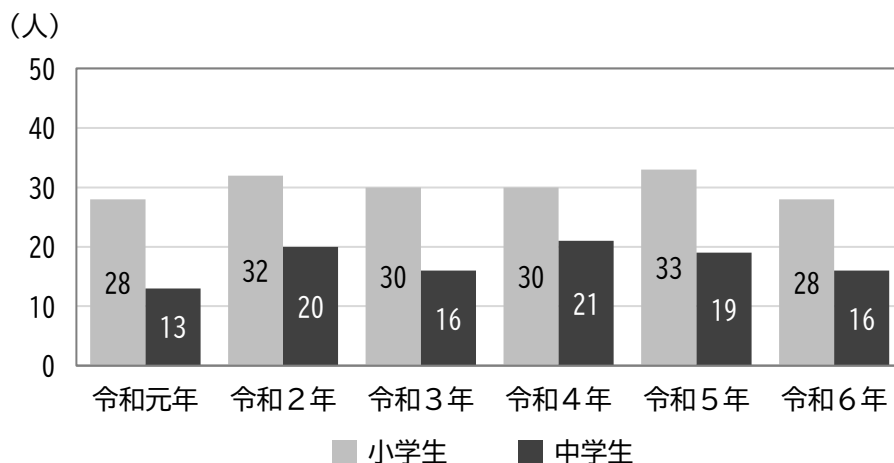
■虐待の相談対応件数の推移



資料：阿智村教育委員会  
 ※本データは、虐待を受けた人数ではなく相談対応を行った件数です。

準要保護認定・要保護認定児童生徒数は、小学生、中学生ともに令和5年に増加し、以降緩やかな減少傾向にあります。本村では、小中学生のいる全家庭を対象に案内通知を配付し制度や申込みの周知をしています。全体の児童生徒数の減少や保護者の就労による経済的基盤の確立、児童に関する様々な給付の充実もあり、しばらくはこの傾向が続くと予想されます。

■準要保護認定・要保護認定児童生徒数の推移



資料：阿智村教育委員会

### 準要保護認定・要保護認定とは…

家庭の経済的な事情などにより、教育や生活に支援が必要な児童生徒を対象とした認定制度です。要保護認定は、生活保護を受けている世帯に属する児童生徒を対象とし、準要保護認定は、生活保護には至らないものの、家庭の状況などから支援が望ましいと判断された児童生徒を対象とします。

### ◎統計から読み取れるポイント

不登校やいじめが一定数存在しています。不登校などの学校における課題は、こどもの心身の状況、家庭や学校の状況等、様々な要因が存在していると考えられ、こどもの安心・安全を支える体制の維持継続が必要です。あわせて、虐待の未然防止や養育に関する支援体制の充実、児童扶養手当等の受給対象児童、準要保護認定・要保護認定児童生徒など、家庭環境や経済状況に応じた支援体制の充実が引き続き求められます。

## 2 こども・若者へのアンケート調査結果

### (1) アンケートの実施概要

本計画策定の基礎資料として、本村のこども・若者の生活実態や今後の要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。(調査期間：令和7年3月26日～4月10日)

#### ■実施概要

対象	実施方法	配布数	回収数	回収率
15～39歳の村民	郵送配布・郵送またはこども家庭センター、村内保育園・村内小中学校にて回収	500件	248件	49.6%

### (2) アンケートの結果 (一部抜粋)

※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数 (あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人) を表します。

※選択肢は、原則として調査票に記載された表現のままとしています。

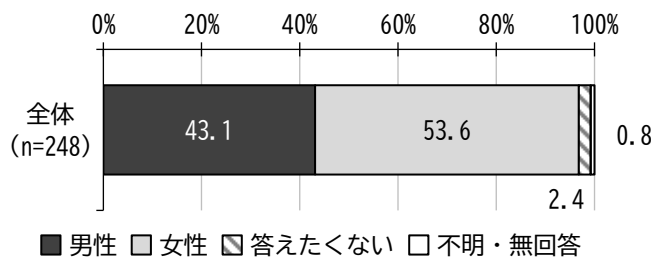
#### ① 回答者の属性

性別は、「男性」が43.1%、「女性」が53.6%となっています。

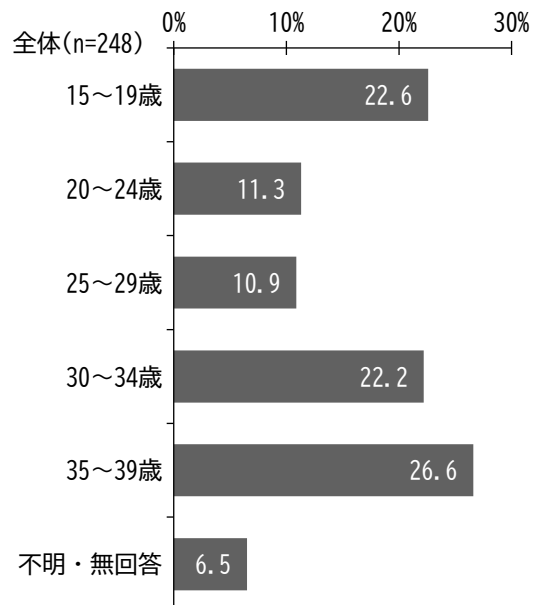
年齢は、「35～39歳」が26.6%と最も高くなっています。

こどもの有無は、全体で「いる」が37.9%、「いない」が60.5%となっています。

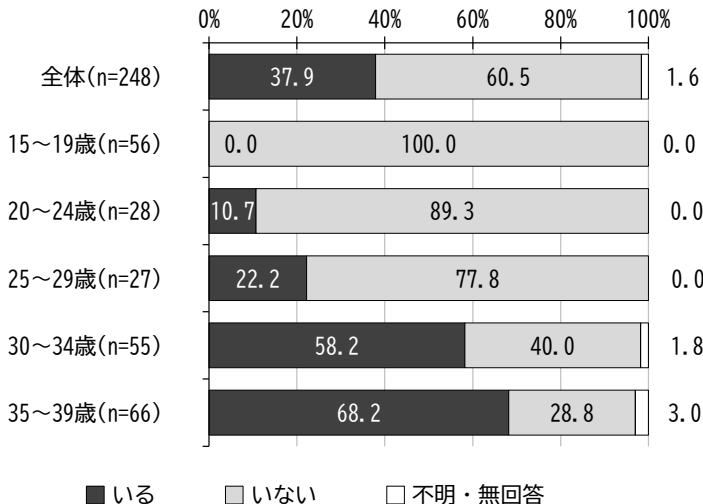
#### ■性別



#### ■年齢



#### ■こどもの有無



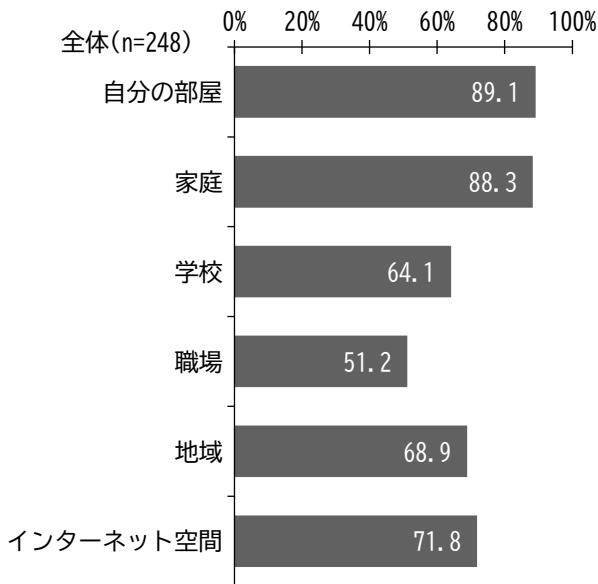
## ② 居場所について

ほっとできる場所、居心地の良い場所は、「自分の部屋」が89.1%と最も高く、次いで「家庭」が88.3%となっています。

地域にあったらいいなと思う居場所は、「いつでも行きたいときに行ける」が57.3%とも高く、次いで「ひとりで過ごせたり、のんびりできる」が55.6%となっています。

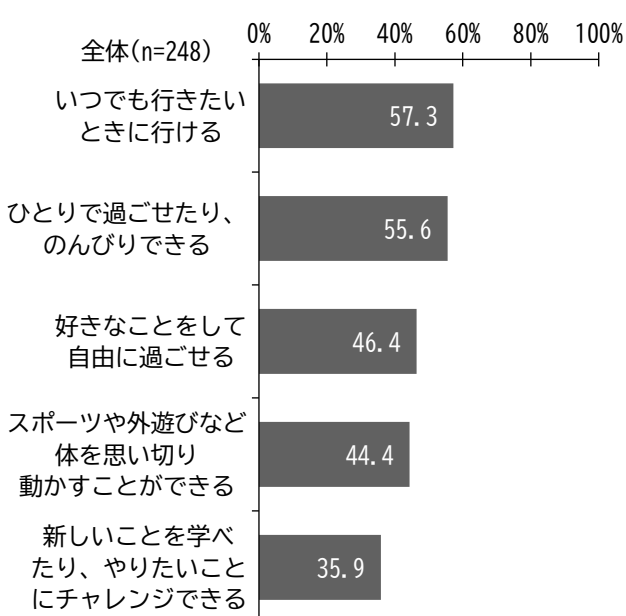
### ■ほっとできる場所、居心地の良い場所など

※「次の場所があなたにとって良い居場所となっているか。」に対して「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合



	1位	2位	3位
15～19歳 (n=56)	家庭 (92.9%)	自分の部屋 (92.8%)	学校／インターネット空間 (82.1%)
20～24歳 (n=28)	家庭／自分の部屋 (92.9%)	インターネット空間 (85.7%)	地域 (82.2%)
25～29歳 (n=27)	自分の部屋 (88.9%)	家庭 (88.9%)	地域 (66.7%)
30～34歳 (n=55)	自分の部屋 (89.1%)	家庭 (89.1%)	地域 (74.2%)
35～39歳 (n=66)	自分の部屋 (90.9%)	家庭 (87.9%)	インターネット空間 (72.2%)

### ■地域にあったらいいなと思う居場所(全体:上位5位、年齢別:上位3位)

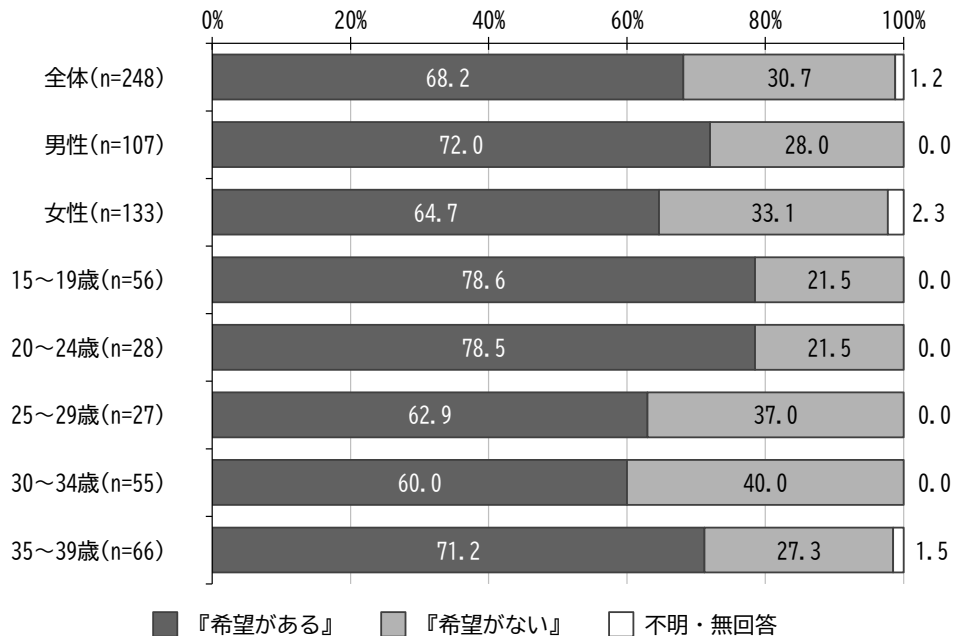


	1位	2位	3位
15～19歳 (n=56)	いつでも行きたいときに行ける／ひとりで過ごせたり、のんびりできる (55.4%)	好きなことをして自由に過ごせる／スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる (46.4%)	いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる (37.5%)
20～24歳 (n=28)	好きなことをして自由に過ごせる (64.3%)	いつでも行きたいときに行ける／ひとりで過ごせたり、のんびりできる (60.7%)	いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる (50.0%)
25～29歳 (n=27)	ひとりで過ごせたり、のんびりできる (70.4%)	いつでも行きたいときに行ける (55.6%)	好きなことをして自由に過ごせる (51.9%)
30～34歳 (n=55)	いつでも行きたいときに行ける／ひとりで過ごせたり、のんびりできる (61.8%)	好きなことをして自由に過ごせる (49.1%)	スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる (47.3%)
35～39歳 (n=66)	いつでも行きたいときに行ける (59.1%)	ひとりで過ごせたり、のんびりできる (45.5%)	スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる (43.9%)

### ③ 将来について

自分の将来について明るい希望を持っているかは、全体で『希望がある』が68.2%、『希望がない』が30.7%となっています。性別では、男性と比べて女性の『希望がない』が33.1%と高くなっています。年齢別では、20～34歳において『希望がない』が約4割となっています。

■自分の将来について明るい希望を持っているか

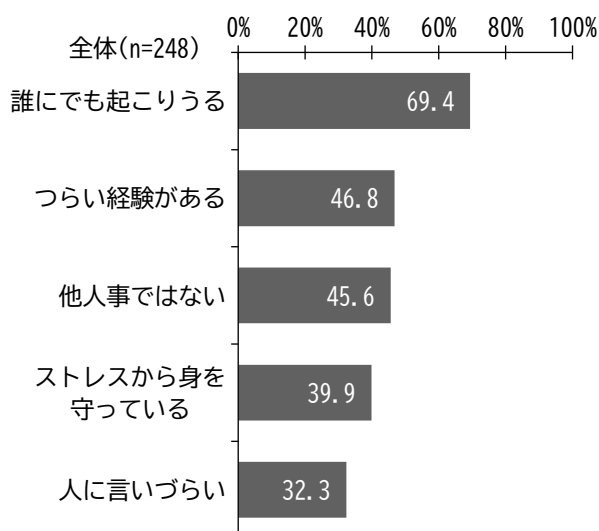


### ④ ひきこもりについて

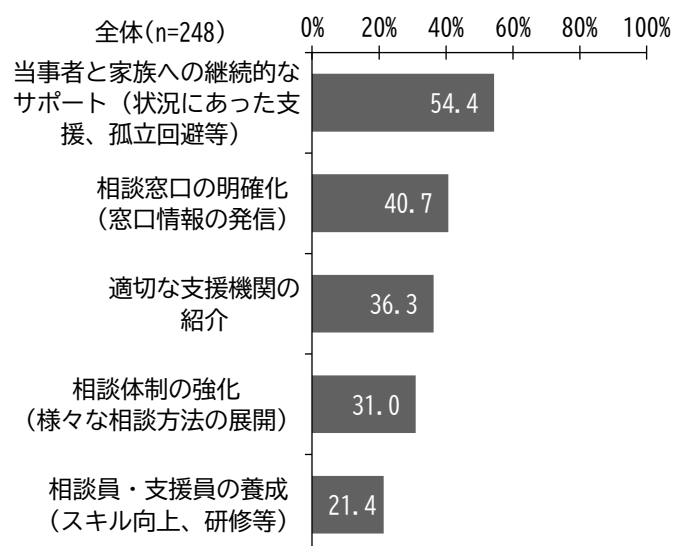
ひきこもりに対する印象・考えは、「誰にでも起こりうる」が69.4%と最も高く、次いで「つらい経験がある」が46.8%となっています。

村に必要だと思うひきこもり支援は、「当事者と家族への継続的なサポート（状況にあった支援、孤立回避等）」が54.4%と最も高く、次いで「相談窓口の明確化（窓口情報の発信）」が40.7%となっています。

■ひきこもりに対する印象・考え(上位5位)



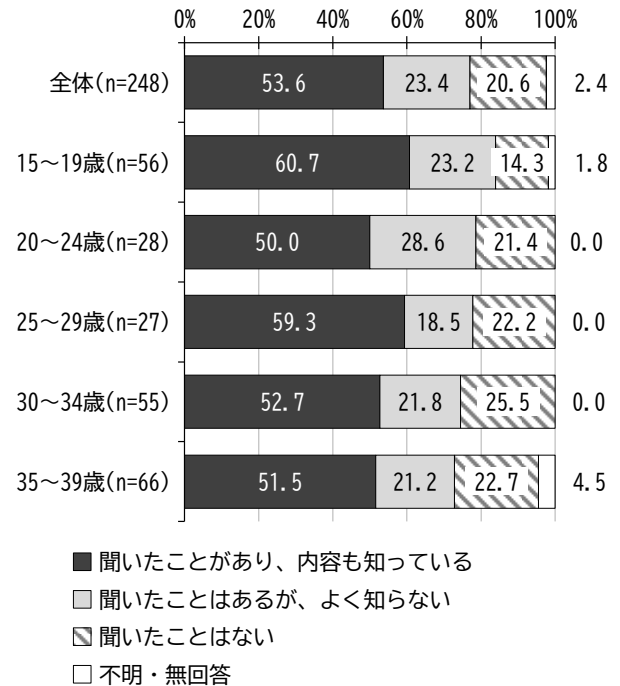
■村に必要なひきこもり支援(上位5位)



### ⑤ ヤングケアラーについて

ヤングケアラーという言葉の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が53.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が23.4%となっています。年齢別では、年齢があがるにつれて、「聞いたことはない」が高くなっています。

■ヤングケアラーという言葉の認知度

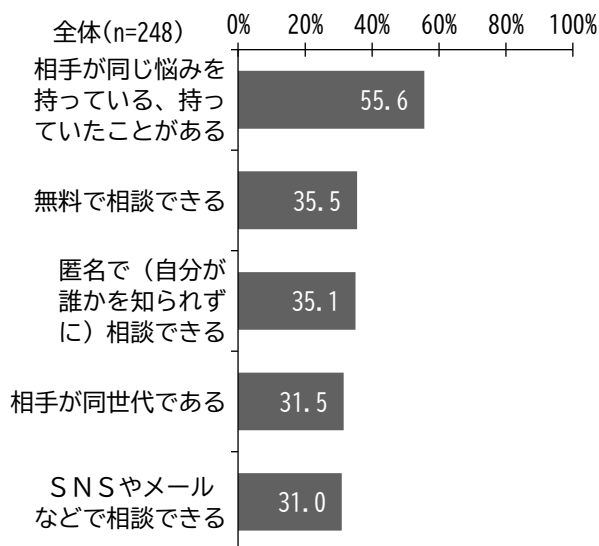


### ⑥ 相談について

家族・知り合い以外に相談したいと思う先は、「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が55.6%と最も高く、次いで「無料で相談できる」が35.5%となっています。

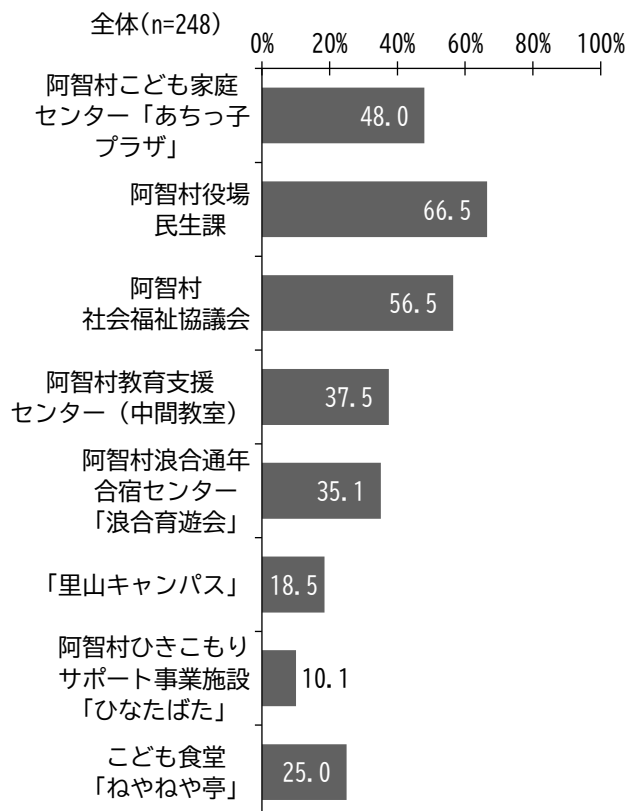
村の相談、育成機関の認知度は、「阿智村役場民生課」が66.5%と最も高く、次いで「阿智村社会福祉協議会」が56.5%、令和6年度に開設した「阿智村こども家庭センター「あちっ子プラザ」」が48.0%となっています。

■家族・知り合い以外に相談したいと思う先(上位5位)



■村の相談、育成機関の認知度

※村の相談、育成機関を「知っている」と答えた割合



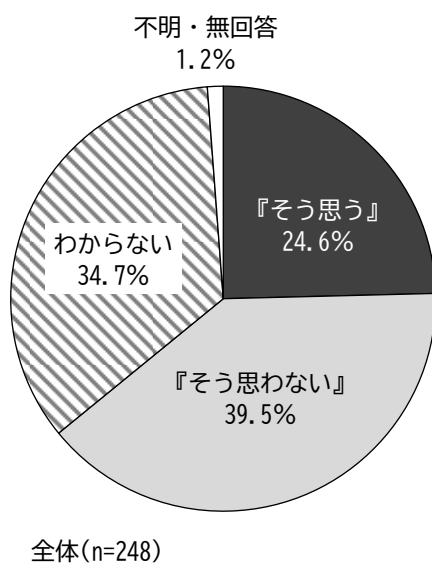
## ⑦ こども・若者支援について

村の取り組みに関してこども・若者の意見を聴いてもらえていると思うかは、『そう思う』が24.6%、『そう思わない』が39.5%、「わからない」が34.7%となっています。

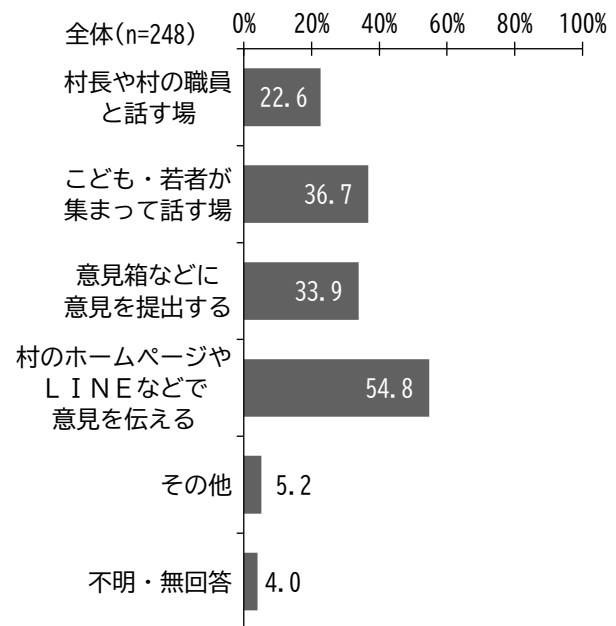
意見を出しやすい方法は、「村のホームページやLINEなどで意見を伝える」が54.8%と最も高く、次いで「こども・若者が集まって話す場」が36.7%となっています。

こどもまんなか社会という言葉の認知度は、『知っている』が12.1%、『知らない』が76.6%、「わからない」が10.1%となっています。

■村の取り組みに関してこども・若者の意見を聴いてもらえていると思うか

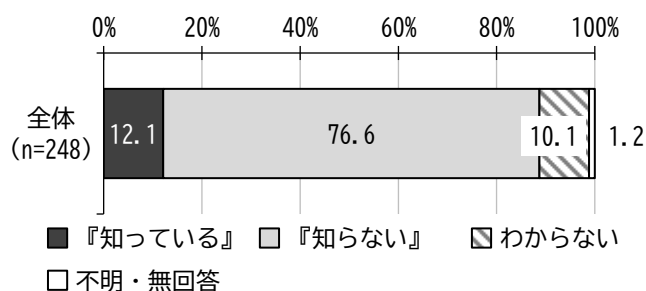


■意見を出しやすい方法



■こどもまんなか社会という言葉の認知度

※『知っている』:「よく知っている」と「どちらかといえば、知っている」の合算  
『知らない』:「知らない」と「どちらかといえば、知らない」の合算



## ⑧ 子育てについて ※こどもがいる方のみ

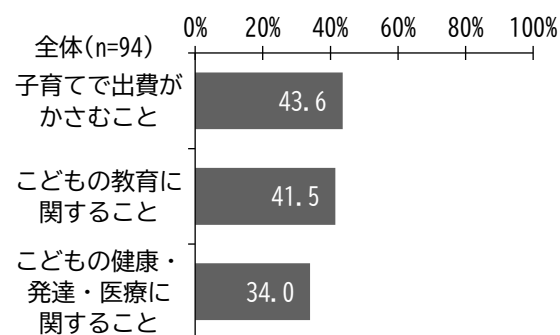
子育ての悩みは、「子育てで出費かさむこと」が43.6%と最も高く、次いで「こどもの教育に関すること」が41.5%となっています。

地域の人に望む子育て支援は、「こどもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が63.8%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が47.9%となっています。

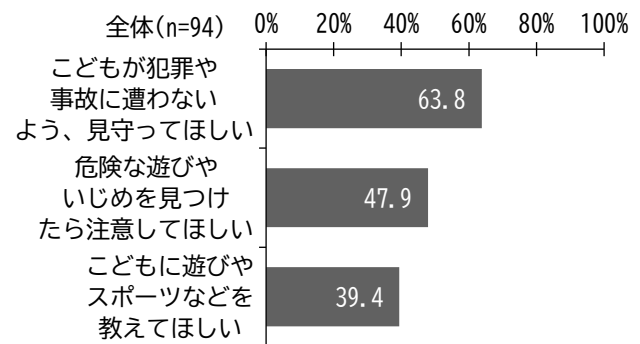
子育て施策の重要度は、「重要」が75.5%と最も高く、満足度は、「おおむね満足」と「やや不満」がそれぞれ38.3%と最も高くなっています。

子育てをする中で有効な支援・対策は、「保育サービスの充実」が51.1%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」が50.0%となっています。

■子育ての悩み(上位3位)

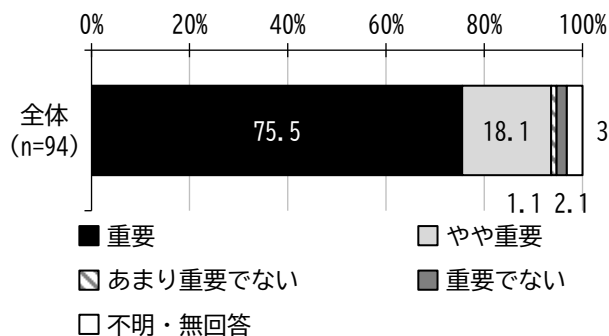


■地域の人に望む子育て支援(上位3位)

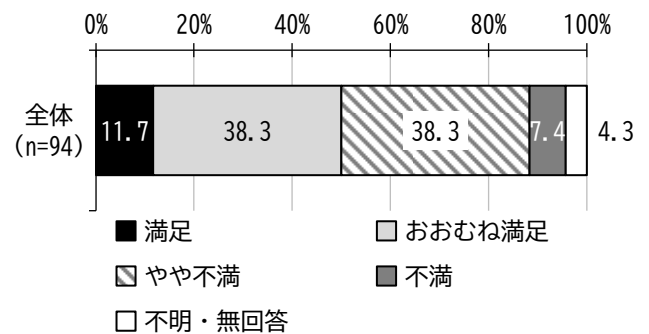


■子育て施策の重要度と満足度

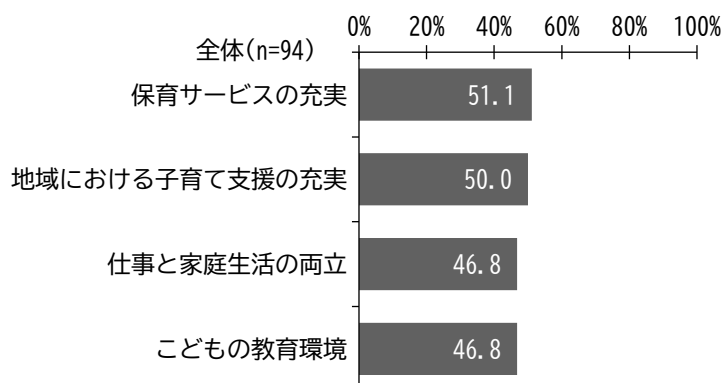
【重要度】



【満足度】



■子育てをする中で有効な支援・対策(上位3位)



### 3 小中学生の生活実態調査結果

#### (1) アンケートの実施概要

本計画策定の基礎資料として、村内児童生徒の生活状況などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。(調査期間：令和7年3月～4月)

■実施概要

対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
村内小学校に通う 小学4～6年生	学校で使用しているタブレットで 回答	185件	174件	94.1%
村内中学校に通う 全校生徒	学校で使用しているタブレットで 回答	172件	145件	81.5%

#### (2) アンケートの結果 (一部抜粋)

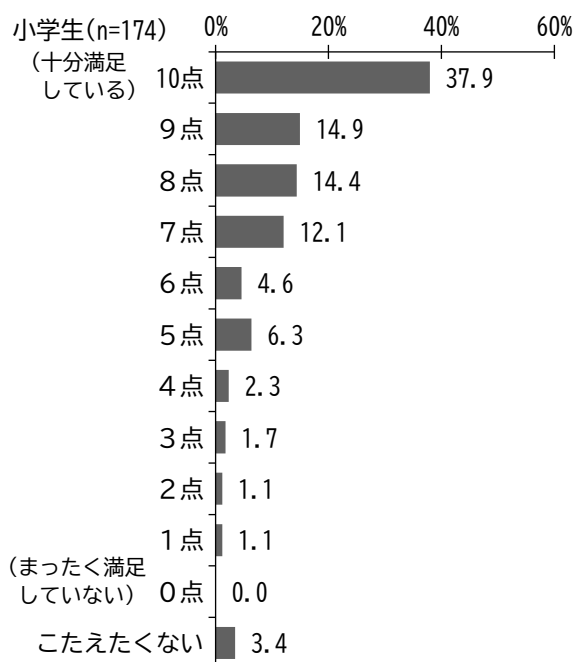
※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数 (あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人) を表します。

※選択肢は、原則として調査票に記載された表現のままとしています。

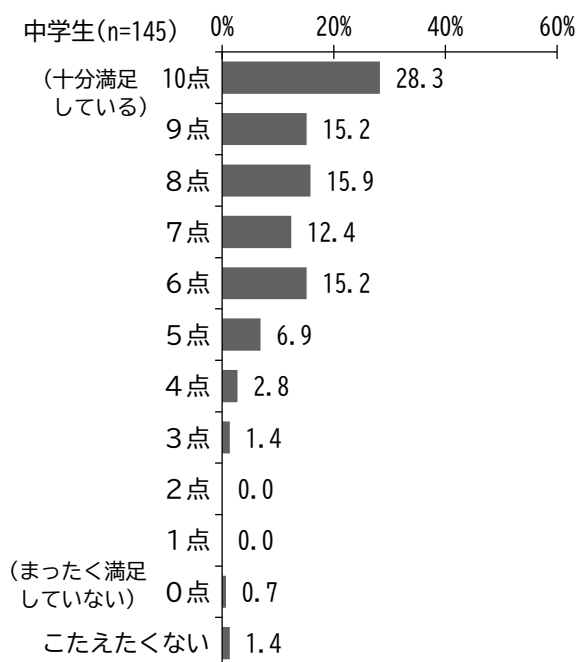
##### ① 生活について

最近の生活の満足度は、小学生は「10点」が37.9%と最も高く、次いで「9点」が14.9%となっています。中学生は「10点」が28.3%と最も高く、次いで「8点」が15.9%となっています。

■最近の生活の満足度(小学生)



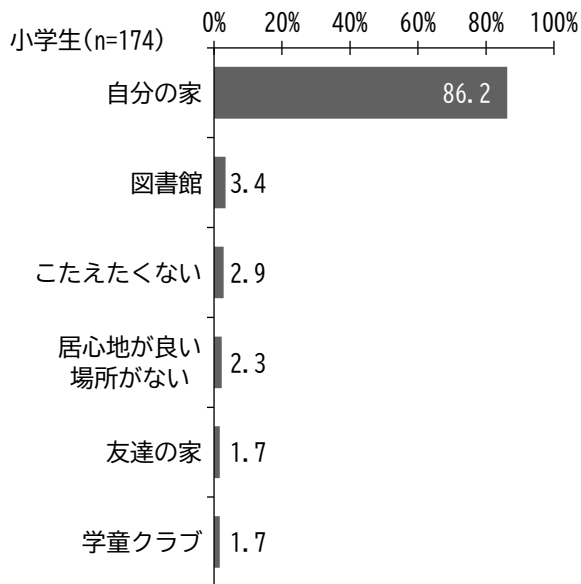
■最近の生活の満足度(中学生)



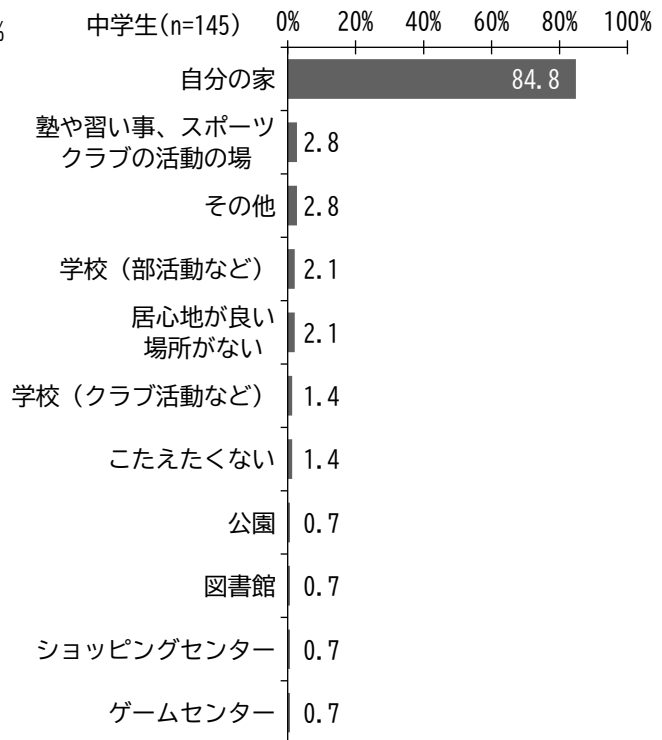
## ② 居場所について

居心地が良い居場所について、小学生は、「自分の家」が86.2%と最も高く、次いで「図書館」が3.4%となっています。中学生は、「自分の家」が84.8%と最も高く、次いで「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」「その他」がそれぞれ2.8%となっています。

■居心地が良い居場所（小学生：上位5位）



■居心地が良い居場所（中学生：上位5位）

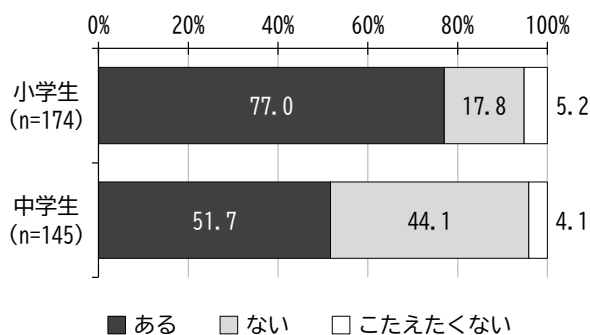


## ③ 将来について

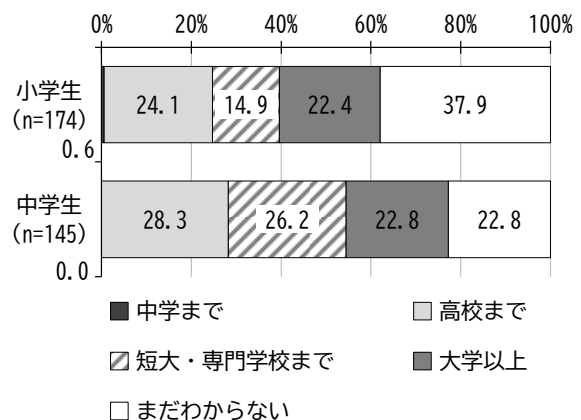
将来の夢の有無について、小学生は「ある」が77.0%、「ない」が17.8%となっています。中学生は「ある」が51.7%、「ない」が44.1%となっています。

進みたい進路について、小学生は「まだわからない」が37.9%と最も高く、次いで「高校まで」が24.1%となっています。中学生は「高校まで」が28.3%と最も高く、次いで「短大・専門学校まで」が26.2%となっています。

■将来の夢の有無



■進みたい進路



## 4 支援者ヒアリングの結果

### (1) 支援者ヒアリングの実施概要

本計画策定の基礎資料として、こども・若者や子育て家庭の支援活動を行っている団体や支援者が実感する課題やこども・若者の声、団体の今後の方向性等を把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

#### ■実施概要

対象	実施方法	回収数
こども・若者、子育て当事者の支援団体	対面ヒアリング(直接聞き取り)	11件

### (2) 支援者ヒアリングの結果 (一部抜粋)

#### ① こども・若者や子育て家庭の状況や声

#### ■こども・若者や子育て家庭の状況

項目	内容
家庭環境について	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭内での関わりに偏りや否定的な声かけがあり、こどもの自己肯定感や挑戦意欲に影響している。</li><li>・保護者の背景や経験により、こどもへの関わり方に偏りが生じる場合がある。</li><li>・家庭の力や経済状況が子育て環境に影響している。</li><li>・規範意識や生活習慣の形成が十分でないこどもが見られる。</li><li>・家族の関わりが希薄で、食事や日常の中で会話や関わりが少ない場合がある。</li></ul>
虐待について	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体的虐待や心理的虐待が見られ、こどもの尊厳や安全が脅かされる行為が少なからず存在する。</li></ul>
ひきこもりや不登校について	<ul style="list-style-type: none"><li>・家に居続ける若者が増え、保護者が働けず困っており、安心して過ごせる居場所の必要性が指摘されている。</li><li>・不登校のこどもは増加傾向にあり、中学や通信制高校で特に多く見られる。</li><li>・コロナ禍で友人関係や自立に困難を抱えるこどもが多い。</li><li>・学校に行けなくても「自分の存在を知ってもらいたい」という思いを持つこどもがいる。</li><li>・社会参加や卒業後の進路、所属を持たない若者への支援が十分でない。</li></ul>
居場所について	<ul style="list-style-type: none"><li>・「居場所がない」と感じるこどもが多く、実態の把握が必要である。</li></ul>
障がいについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいには多様性があり、一人ひとり状況や関わり方が異なる。</li><li>・学童保育では、専門性の高いスタッフが常に揃っているわけではなく、個々の特性に合わせた支援が難しい場合がある。</li><li>・支援を必要とするこどもは増加しており、職員研修や知識・技術の習得が求められる。</li><li>・保護者から学習や発達支援の要望がある一方で、学童は就労支援が目的であり、対応に課題がある。</li><li>・障がいをもつ若者の居場所や就労先の整備が必要とされている。</li></ul>

項目	内容
言葉や文化の違いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人家庭では日本語理解や専門用語の理解が課題となる場合がある。</li> <li>・祖父母の影響力が薄れ、文化や価値観の違いによる世代間のギャップが広がっている。</li> </ul>
性犯罪・性暴力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが性被害に遭う可能性について懸念がある。</li> <li>・インターネットで性情報を過剰に入手することで、危険な行為につながる可能性がある。</li> <li>・おとなも子どもも含め、適切な性教育や命の教育の場を設ける必要がある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや子育て家庭からは、日常生活でのストレスやその解消方法に関する相談が多い。</li> <li>・座談会や教室、懇談会などの参加者が集まりにくい状況がある。</li> <li>・子育て世代のニーズ変化に対応し、家庭の希望を把握できる情報発信の仕組みが必要である。</li> </ul>

### ■子ども・若者や子育て家庭の声

項目	内容
子ども・若者の声	<p><b>日常の様子や体験に関する感想について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家での出来事や行動などの感想や不満。</li> </ul> <p><b>支援活動の要望について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人での体験や挑戦の場を持ちたい。</li> <li>・安全やルールを守りながら、子ども自身の意思や希望を尊重してほしい。</li> </ul>
子育て家庭の声	<p><b>相談・情報提供について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・困りごとの相談窓口が分からない、相談してもフィードバックがない。</li> <li>・子育てに関する情報を、スマホやパソコンなど自分が使っている媒体で得たい。</li> </ul> <p><b>保育園について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みやお盆休みの特別保育期間中の昼食提供を希望。特に働く家庭にとって負担となるため支援を求めたい。</li> <li>・平日・休日・大型連休中（GWやお盆、年末年始）も開所してほしい。</li> </ul> <p><b>学童保育について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育の開所時間が保護者の勤務時間に合わず、利用しづらい場合がある。開所できない事情があれば利用者に説明してほしい。</li> <li>・長期休み中の食事支援（地域ボランティアによる昼食など）について、今後は雇用として人件費も支払える体制があると嬉しい。</li> <li>・受け入れ人数の増加や保育時間の延長（朝7:30～など）を希望。</li> <li>・利用するにあたり、使いやすい金額にしてほしい。</li> </ul> <p><b>居場所・地域活動について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月一度の子ども食堂や米・野菜などの支給はありがたい。</li> <li>・居場所づくりや送迎支援を希望。</li> <li>・1人で図書館へ行ったり記念写真を撮りに写真館へ行ったり、家庭で難しいことを施設で体験させたい。</li> <li>・ものづくりや創作活動を通して、子どもの力や才能を見つけたい。</li> <li>・浪合での自然体験は感謝されている。</li> </ul> <p><b>放課後等デイサービス・支援施設について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービスの開所やグループホームの開所日を増やしてほしい（土日含む）。</li> </ul> <p><b>学校・地域との関わりについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校への意見や部活動の地域移行がスムーズにいか不安。</li> <li>・保護者が一人で外出させられない場合も、施設が安全を担保して同行できると安心。</li> </ul> <p><b>子育て支援について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村が子育て応援と言っても、どの部分が支援されているか分からない。</li> </ul>

## ② 困難を抱える子ども・若者や子育て家庭に不足している支援等

### ■支援団体が考える子ども・若者・子育て家庭に不足しているもの

内容	
<b>支援・相談の場</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が気軽に相談できる場や人材</li> <li>・スクールカウンセラーにつながる前の段階で相談できる仕組み</li> <li>・それぞれの地域の中で安心して利用できる居場所や相談窓口の設置や相談窓口の周知</li> <li>・子どもと向き合う時間や機会を持ちにくい家庭向けの居場所やイベント</li> </ul>	<b>経済的支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に困窮している家庭への支援</li> <li>・サービス利用を控えてしまう家庭への配慮</li> <li>・学童やイベントでの食事支援や物品支援</li> </ul>
<b>家庭支援・育児サポート</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動や習い事の送迎支援</li> <li>・核家族化に伴う家庭負担の軽減策</li> <li>・家庭や地域の子育てへの協力や理解の不足</li> <li>・子どもと接する時間の確保が難しい家庭</li> </ul>	<b>教育・学習支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習習慣の定着や学習環境の不足</li> <li>・自己肯定感の低い児童への支援</li> <li>・習熟度に応じた学習支援の必要</li> <li>・中学生が自分で意思決定できる情報や選択肢の提供</li> </ul>
<b>社会参加・居場所</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家にひきこもっている若者の社会とのつながり支援</li> <li>・学校や地域で安心して過ごせる居場所</li> <li>・子どもが安心して交流し、学び、外とつながる場所</li> <li>・親も安心して話せる場、悩みを聞いてくれる人</li> </ul>	<b>制度・情報面</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや若者が所属する機関間の連携体制の整備</li> <li>・制度やサービスの複雑さにより、支援の受け方が分かりにくい</li> <li>・家庭や子どもに必要な情報・支援の選択肢が十分でない</li> </ul>

## ③ これから必要だと思う取り組み

### ■支援団体が考える本村にこれから必要な取り組み

内容	
<b>子ども・若者の居場所づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後や休日など、家庭・学校以外で安心して過ごせる「第三の居場所」の整備</li> <li>・世代を超えて交流できる場所やイベントの提供で、村内で楽しみや目的を完結できる環境を作る</li> <li>・支援学級やこころの教室以外にも、多様な選択肢を提供し、子どもが自分に合った居場所を選べるようにする</li> </ul>	<b>子育て家庭への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の横のつながりを作る機会の設定（人間関係づくり、住みやすい地域づくり）</li> <li>・子ども食堂や長期休みの昼食支援など、行政と連携して困窮家庭への確実な支援体制を整備</li> <li>・個人情報保護と支援の両立を図りつつ、実際に困っている家庭に届く仕組みを構築</li> </ul>
<b>学習・学習支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校における小人数制・習熟度別の学習支援の実施</li> <li>・子どもが生きる力を育める取り組みの強化</li> </ul>	<b>交通・移動支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山間部を含め、通学や習い事の送迎負担軽減のため、デマンドタクシーや公共交通支援の仕組みの拡充</li> </ul>
<b>支援員の確保・育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員になりたい人が安心して働けるよう、研修制度や指導体制を整備</li> <li>・短時間労働に依存せず、日中の居場所支援などに雇用を拡大し安定雇用を図る</li> </ul>	<b>若者の意見発信・参加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が村に意見を伝えられる場（若者会議や集まり）を設置</li> <li>・支援の方向性や子どもたちの理想像を村全体で共有し、支援がより効果的に広がるようにする</li> </ul>
<b>地域環境・関わり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で人との関わりが苦手な子どももいることを踏まえ、少人数・個別の関わりを重視</li> <li>・村内全体で子どもや若者が外に出やすい環境の整備（送迎・交通・体験活動など）</li> </ul>	

## 5 こども・若者会議の結果

### (1) こども・若者会議の実施概要

本計画策定の基礎資料として、若者世代の意見を把握することを目的に、会議を実施しました。

#### ■実施概要

対象	実施方法	人数
村内在住の若者(平均年齢:23歳)	ワークショップ形式	9名 (男性5名 女性4名)

### (2) こども・若者会議の内容（一部抜粋）

項目	内容
夢や希望について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士になることが夢だった。その夢がかなった。これから結婚したりしても阿智で過ごしていきたい。</li> <li>・介護の仕事をしている。今年は介護福祉士の資格を取りたい。阿智が大好き。こどもたちとのびのびと暮らしたい。</li> <li>・家にサウナを作りたい。学童でバイトをした時にこどもの遊び場がないと思った。村にこどもたちが楽しめる遊び場があるといい。</li> <li>・このまま会社に勤めて、結婚して家族をもって普通に暮らしたい。</li> <li>・仕事のスキルを上げたい。仕事をする中で余裕を持ちたい。</li> </ul>
阿智村について思うこと	<p><b>良いところ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祭り。清内路は手作り花火があってもっと広めたい。他市町村からも来てもらいたい。</li> <li>・阿智村には小学校がいっぱいある。中学校で一緒になるので小学校同士の交流があった方がいい。阿智は広いので清内路、浪合のを知ることができる。</li> <li>・生まれ育ったところだから住みやすい。子育て支援も充実していると思う。</li> <li>・自然豊かで落ち着いて暮らせる。</li> <li>・自分を知ってくれている人が多い。働きやすい環境。</li> </ul> <p><b>課題だと思うところ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通は不便だと思う。飯田までのバスが少ないので、学生時代は不便だった。免許がないと困る。</li> <li>・交通が不便。自分の住んでいる地域から役場にも行くのも大変。役場でのイベントがあっても参加しづらかった。</li> <li>・交通の不便さは前から思っていた。高校の時にも大変だった。</li> </ul>

項目	内容
「自分らしく暮らす」ことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる居場所。支えてくれる人がいる環境があると安心して自分らしいと思える。自分の住んでいる地域では以前、スポーツ大会があって縦のつながり、横のつながりを持ついい機会だった。</li> <li>・好きなことをしているときは自分らしいが、否定をされると自分らしさがなくなる。褒められた時が自分らしくいられると思う。周りを気にせず意見を言えることも自分らしくいられる。</li> <li>・自分の時間が持てる時。自分はインドア派なので自分の部屋で自分の好きなことをやっている時が自分らしい。地域の活動に参加しているということも必要だと思う。</li> <li>・自分らしさは幼少期の経験や体験を通して形成されると思う。いろいろな経験をして好きなこと、嫌いなこと、得意なこといろいろ学んでいく中で自分らしさが身につく。若者のコミュニティがあるといい。</li> <li>・笑っているとき。</li> <li>・本を読んでいるとき。図書館も好き。人目を感じず落ち着いていられ、好きなことに集中できる。</li> </ul>
阿智村にあるといいなと思う場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼神温泉に日帰り温泉が少ない。サウナに入れる日帰り温泉が欲しい。祭りでは年配の人が主導になるので若者主導でできると良い。若者だけで集まれる場があるといい。</li> <li>・小動物と触れ合える場所が欲しい。</li> <li>・若い人がパッと集まってパッと解散する場。みんなで軽くご飯を食べられるところ。ファミレスみたいなところ。</li> <li>・わいわい公園よりアスレチックパークみたいな中高生でも楽しめる場所。体をしっかり動かせるところ。</li> <li>・常時、人がいてくれる施設。相談できるところ。</li> </ul>
地域とのかかわりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手作り花火、秋祭り、青年会としての資源回収を地域でしている。</li> <li>・学童のバイトをしたので感じたが、子どもたちは地域にかかわることが薄いと思う。関わるのは年配の方ばかり。若者が子どもたちとも関わるといいと思う。</li> <li>・仕事でしか地域の方とかかわっていない。夏祭りは参加した。</li> <li>・夏祭りは行く。子どもと散歩していたら、畑の人に野菜をもらうことがあった。</li> <li>・仕事だと関わるがその他は防災訓練と新年会くらい。</li> <li>・同じパートの人と話したり、遊ぶ程度。</li> </ul>
会議後の感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ZOOMもいいが対面だといいと思う。アンケートは紙だと面倒くさい。コミュニティのようなことをしてその場で聞き取るなど、いろんなやり方もあるのではないかな。</li> <li>・対面もいいが、子どもがいるのでZOOMの方が参加しやすかった。</li> <li>・アンケートは郵送だとハードルが上がる。スマホでの回答がいいと思う。コードを読み込む方がいい。この様な話す機会は良かった。</li> <li>・自分だけでなく他の人の話が聞けて良かった。ZOOMより対面の方が話しやすい。</li> </ul>

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

本計画では、「阿智村第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念の方向性を継承しつつ、国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たな基本理念を設定します。

また、「阿智村第6次総合計画」の「基本目標2 教育・文化・地域愛」に掲げている、「ふるさとを愛し、夢を描いて、心豊かな人生を送れる村をめざす。」という方向性を踏まえています。

## 基本理念

**こども・若者が夢を描きながら 自分らしく成長できる村**  
**～地域ではぐくむこどもまんなか社会～**

## 基本理念に込めた思い

- ◆ この理念には、こどもや若者が将来に夢や希望を描きながら、のびのびと成長してほしいという願いを込めています。
- ◆ 「自分らしく」という言葉には、一人ひとりの個性やちがいを大切に、それぞれの歩みを応援したいという思いがあります。
- ◆ 「地域ではぐくむ」という言葉には、家庭や学校だけでなく、地域全体でこどもを見守り、育て、こどもまんなか社会を創り上げていこうという思いが込められています。

## 2 重点目標

本計画は、阿智村第6次総合計画に掲げる基本理念や将来像を踏まえ、子ども・子育て、若者施策において以下の3つの重点目標を設定し、村全体で取り組みを推進していきます。

### 重点目標1 子育て環境の整備と地域拠点の充実

妊娠期から学齢期まで切れ目なく相談・支援が受けられる体制を整えるとともに、地域拠点を活用した交流・学び・多世代支援を充実します。

#### ■主な取り組み

取り組み名	取り組み内容
こども家庭センターでの相談支援	妊娠期から18歳までのこどもと家庭を途切れなく支えるため、地域の誰もが安心して相談できる体制を整え、状況に応じた支援につなぐ取り組みを進めます。特に専門的な支援が必要な場合には、保健師・心理士・相談員など多様な専門職が連携し、こどもと子育て家庭に寄り添いながら適切な支援を行います。
保護者や家庭のニーズに対応する保育施設、制度の整備	保育施設の充実を進め、こどもたちが安心して過ごせる環境づくりを推進します。また、職員体制を整え、未満児保育や延長保育など多様なニーズにきめ細かく対応できるようにします。
こども広場等での支援や体験・交流機会の提供	親子や家庭が気軽に集まれる場を提供し、交流や学びの機会を通じて子育てを支援します。また、育児や家庭に関する相談・援助を行い、必要な支援を早期に届ける体制を整えます。 保育園や地域の専門機関と連携しながら、こどもや子育て家庭を総合的にサポートするとともに、職員の専門性向上のための研修や交流の機会を設けます。さらに、地域に向けて子育て支援の情報を発信し、安心して利用できる環境づくりを推進します。

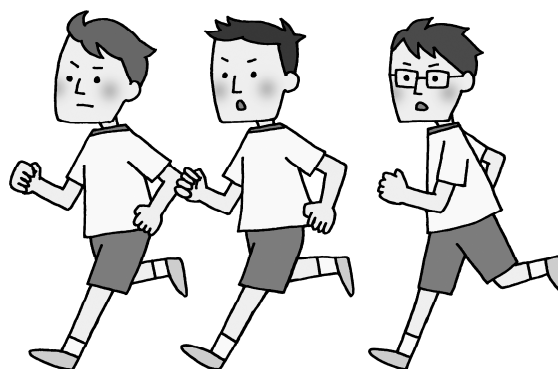
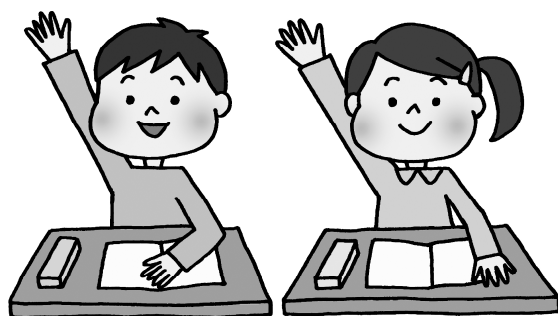


## 重点目標２ 教育環境の充実と自分らしい未来を創る学びの提供

こどもの学習意欲や基礎学力を育む環境を整えるとともに、地域資源を活用した体験活動を推進し、多様な学びを提供します。

### ■主な取り組み

取り組み名	取り組み内容
新たな学校づくりプロジェクトの推進	安心して学び、健やかに成長できる教育環境を整えるために、小学校5校、中学校1校を統合し、1つの義務教育学校の環境整備に向けて地域とともに新たな学校づくりを進めます。
ふるさと学習の推進	地域に学び課題を知り、その解決に向け考え、地域社会の一員としての自覚を高め、勤労観・職業観を育みながら「主体的に人生を切り拓く」児童・生徒を育成します。
阿智村公営塾「若駒アカデミー」の推進	村営「若駒アカデミー」を継続し、中学校の教育活動と連携して学習支援を行うことで、地域のこどもたちに学びの機会を提供します。
阿智高校神坂塾への支援	阿智高校協会が運営する「神坂学習塾」を支援し、阿智高校や地域と連携しながら、こどもたちの学習機会の充実と学びの環境整備を図ります。
キャリア教育の実践と充実	阿智高校の地域政策コース（農業・福祉・観光）におけるキャリア教育に協力し、生徒実習の受け入れを行います。
I C T教育の推進	I C T担当の学校教育専門主事を配置し、村内の小中学校のI C T教育担当教員と連携して授業支援を行い、I C T機器を活用した学習活動を通じて児童・生徒の学力向上を図ります。
保小中を一貫した英語教育の推進	小中学校すべての授業にA L Tを配置し、村内・校内で英語研修を企画・実施するとともに、保育園や小学校低学年の外国語活動を行い、園児・児童の英語能力やコミュニケーション力の向上を図ります。

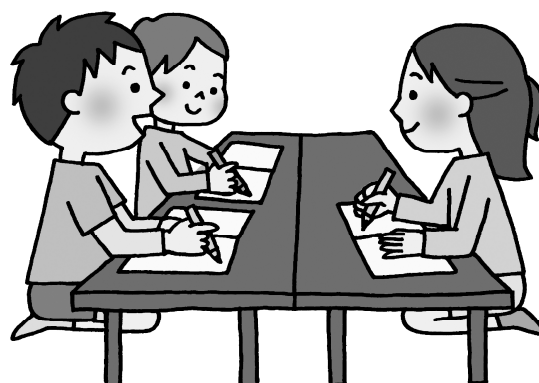


### 重点目標3 「阿智家族」を具現化するような地域・社会体験活動や家族支援メニューの開発と実施

こども・若者の地域体験活動や社会参加を通じて、地域の一員としての自覚や、社会に関わる役割意識や公共意識を醸成し、この地域や社会で生き生きと暮らす活力ある若者の育成に努めます。さらに、地域資源を活用した家庭に対する包括的な支援メニューの開発と実施を図り、地域と共にこども・若者及び家庭支援に努めます。

#### ■主な取り組み

取り組み名	取り組み内容
ふるさと学習の推進【再掲】	地域に学び課題を知り、その解決に向け考え、地域社会の一員としての自覚を高め、勤労観・職業観を育みながら「主体的に人生を切り拓く」児童・生徒を育成します。
通学合宿の実施	小学5年生を対象とした通学合宿を継続し、集団での生活を通じて自立心や社会性、多様な人との交流を通し、対人理解やコミュニケーション能力の醸成を図ります。
放課後子供教室の充実	小学生が異年齢の児童や地域と交流しながら様々な遊びや活動を体験します。活動を通し、小学生の意欲と自主性を育て、地域への愛着を深めます。また、地域における社会資源の開拓と醸成を進めます。さらに、地域住民が村のこどもたちと縦の交流を活発に行い、村のこどもたちを村で育てるという意識を醸成します。
地域資源の開拓と調整	地域の中でこども・若者支援に関わる民間団体等の開拓や運営、支援メニューに関する研究と連携を進めます。
地域子ども・子育て支援事業（家庭支援事業）の実施	地域の資源を活用し、こども・若者及び各家庭へ有効な支援を届けるための家庭支援事業を実施します。地域とのつながり、関わりを大切にしながらメニューを取り入れ、地域の力も高めることができるよう取り組みに努めます。



# 3 施策体系

本村では、こども大綱が示す重要事項に沿って、以下の施策を推進します。

※こども大綱に沿って施策を展開しますが、国や都道府県が取り組むもの並びに現時点において本村の施策として取り組まれていないものも含まれており、すべての事項について記載しているものではありません。

基本理念

こども・若者が夢を描きながら  
自分らしく成長できる村  
地域ではぐくむこどもまんなか社会

## 重点目標 1

子育て環境の整備と  
地域拠点の充実



## 重点目標 2

教育環境の充実と自分らしい  
未来を創る学びの提供



## 重点目標 3

「阿智家族」を具現化するような  
地域・社会体験活動や家族支援  
メニューの開発と実施



ライフステージ  
を通して  
重要となる事項

ライフステージ  
ごとの重要事項

子育て当事者へ  
の支援に関する  
重要事項



- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障がい児・医療的ケア児等への切れ目のない支援
- (6) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援及び社会的養育推進に関する取り組み
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

(1) こどもの誕生前  
から幼児期まで

- ① 妊娠を考えると時から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保と提供
- ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(2) 学童期・思春期

- ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の提供
- ② 放課後や学校長期休業を中心とした居場所づくりや様々なこどもの居場所対策
- ③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ④ 思春期や青年期に必要な知識や情報の提供及び学習機会の確保
- ⑤ いじめ防止対策及び不登校・ひきこもり等のこどもへの支援

(3) 青年期

- ① 社会を支える大人になるための準備と教育
- ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み
- ③ 次世代を支え親になる準備に必要な支援
- ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談と連携体制の充実

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 誰もが主体的に育児に参画できる取り組み、多様な生き方、生活環境に合わせた育児・養育の相談や家庭支援メニューの提供
- (4) ひとり親家庭への支援及び支援が必要な家庭への支援



# 第4章

## 施策の展開

# 1 ライフステージを通して重要となる事項

## (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

### 現状・課題

- ◆ 「こども基本法」が令和5年4月1日に施行され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な内容が示されました。また、こども施策をより実効性のあるものとするため、「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこども・若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- ◆ 「こどもまんなか社会」実現のためには、社会全体でこどもの権利に関する理解の促進を図るとともに、こどもや若者、子育て家庭等の意見を尊重し、取り入れながら、支援する必要があります。
- ◆ 15～39歳の村民調査では、村の取り組みに関してこども・若者の意見を聴いてもらえていると思うかについて『そう思う』が約2割、『そう思わない』が約4割、「わからない」が約3割となっています。あらゆる場面でこども・若者の意見を聞く機会の充実やこどもの権利を尊重し、こども・若者や子育て家庭を見守る地域づくりを進め、こどもまんなか社会の基盤をつくっていくことが重要です。

### 01 こども・若者へのこども基本法の周知

○すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

#### 【主な取り組み】

こども基本法やこどもの権利の周知啓発／長野県社会的養育推進計画の周知啓発／人権教育の推進

### 02 こども・若者やおとなへの人権啓発活動の推進

○こども・若者や、こども・若者に関わるすべてのおとなを対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

#### 【主な取り組み】

多様な生き方に関する学びの機会／人権に関する広報周知活動の推進

### 03 こども基本法やこどもの権利に関する社会機運の醸成

○保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など、こどもや若者の健やかな育ちや子育て家庭の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進します。

#### 【主な取り組み】

こども自らがもつ「権利」に対する意識促進／こどもの権利条約について広報活動および学ぶ機会の提供

### 04 こども等の意見を聴く機会の確保と村政への反映

○こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発します。

#### 【主な取り組み】

こども・若者の意見聴取の実施／こどもへの政策提言機会の提供／こども・若者会議、ワークショップ開催／幅広い年齢のこどもが参加できる工夫を凝らした意見聴取の機会の提供

## (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### 現状・課題

- ◆ こどもの豊かな成長には、自由な遊びや多様な体験の積み重ねが欠かせません。しかし、近年は安全面の懸念や生活環境の変化により、屋外で思い切り遊んだり、多世代と関わる機会が減少しています。
- ◆ 支援者ヒアリングでは、こどもが安心して交流し、学び、外とつながる場所が必要という声もあがっており、こども・若者が自分の興味や関心に応じて、遊び・体験・挑戦し、成長できる環境を整えることが求められます。
- ◆ 若者会議において、若者委員から「自分らしき」の形を作るのは、幼少期の体験・経験によるところが大きいと感じているという意見が出されました。こども・若者が自分らしく生きるための土台となる経験を重ねていく安心安全な環境の整備と機会の提供が重要と考えます。

### 01 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

- こどもが学びを深め、社会で生き抜く力を得られるよう、講座やイベントなどを通じて多様な体験活動や遊びの機会を設けます。
- こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めていけるよう、より本に触れる機会を提供するとともに図書館整備を行います。
- こどもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、園・学校での育成支援に努めるとともに、必要に応じて学校施設の点検・改修を行います。

#### 【主な取り組み】

ふるさと学習の推進／山村留学の実施支援／読書活動事業の推進／保育事業の推進／学校教育施設整備事業の推進

### 02 こども・若者が活躍できる機会づくり

- こども・若者が、個々の長所を伸ばし、活躍できるよう、異文化や多様な価値観、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育等を行います。

#### 【主な取り組み】

保小中を一貫した英語教育の推進／国際理解教育と国際交流の推進／様々な検定・資格取得に対する補助

### 03 こどもまんなかまちづくり

○こどもがのびのびと成長できるよう、多様な体験ができる遊び場の確保や親同士の交流の場づくりを行います。

○子育てにやさしい住まいの拡充をめざし、住宅支援を強化します。

#### 【主な取り組み】

こども広場等での支援や体験・交流機会の提供／若者定住に関する経済的支援の充実

### 04 こども・若者の可能性を広げていくための取り組み

○こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習を充実します。

#### 【主な取り組み】

誰もが自分らしく生きるための学校教育や多様性の理解を進める学習への取り組み

### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

#### 現状・課題

- ◆ 健康日本21（第三次）が令和6年度より開始され、新たにライフコースアプローチを踏まえた取組の推進が示されました。ライフコースアプローチでは、こどもの健康づくりを取り上げ、目標達成に向けた取組が進められています。
- ◆ また、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」では、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進することとされています。
- ◆ 15～39歳の村民調査では、子育ての悩みについて「こどもの健康・発達・医療に関すること」が約3割となっており、こども・若者が生まれる前から成長するまでの切れ目のない健康支援や情報提供が重要です。

#### 01 保健・医療の取りが組みの推進や相談支援等

○男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、プレコンセプションケアの取り組みを推進するとともに、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援を行います。

##### 【主な取り組み】

家庭で性教育をするための学習の機会／低年齢からの年齢に応じた、人権を尊重した性教育の実施／こども家庭センターでの相談支援／「にんしんSOSなごの」との連携

#### 02 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

○慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、医療費助成などを行うとともに、成人後の自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。

##### 【主な取り組み】

医療費・通院交通費等の助成／県や関係機関との連携による様々な相談支援

## (4) こどもの貧困対策

### 現状・課題

- ◆ 国では、「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に法律名に「貧困の解消」を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更するなど法改正が行われました。
- ◆ また、こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学の手機など、さまざまな側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。
- ◆ 本村で暮らすこども・若者が、生まれ育った環境によってその未来が閉ざされてしまうことがないよう、子育てや貧困を家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で支えるという意識を持って、こどもの貧困対策に取り組んでいくことが必要です。

### 01 連携による教育支援の推進

○こどもが家庭の環境に左右されることなく、学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援するとともに、自己肯定感や達成感の獲得につながる体験機会を提供します。

#### 【主な取り組み】

阿智村公営塾「若駒アカデミー」の推進／放課後学習教室の実施

### 02 就学にかかる経済的支援の実施および学ぶ機会の保障

○生活が困難な世帯やひとり親世帯等に対し、教育費負担の軽減を図ります。

#### 【主な取り組み】

就学援助制度の実施／阿智村奨学金制度(高校・大学・専門学校入学者対象)

### 03 生活の安定に資するための相談支援等

○こども家庭センターを中心として相談支援体制を充実し、貧困を抱える家庭の状況を総合的に把握し、適切な支援につなげます。

#### 【主な取り組み】

こども家庭センターでの相談支援/食を通じた支援の取り組みと関係機関との連携の充実／生活困窮対策事業等の関連事業との連携による包括的な支援

## 04 こどもの貧困に対する理解促進

○村民に対し、こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることを啓発し、地域全体の理解促進につなげます。

### 【主な取り組み】

こどもたちの育ちに必要な基本的ニーズの保障／貧困がこどもたちに及ぼす影響の周知と対策／こどもの生活実態調査への実施協力／地域の支援ネットワークへの参画

## (5) 障がい児・医療的ケア児等への切れ目のない支援

### 現状・課題

- ◆ 障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもは、成長や発達に段階に応じて、日常生活や学習、社会参加の面で多様な支援が必要です。
- ◆ 在宅で医療的ケアを受けながら生活する子どもが増えていますが、家庭での介護負担の大きさや、保育・教育・福祉・医療などの関係機関との連携の難しさが課題となっています。
- ◆ 障がいの有無にかかわらず、子ども・若者が自分らしく成長できるよう、支援体制の充実が求められます。

### 01 障がい児等の支援体制の強化

- 障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要な子ども・若者とその家族への支援体制を強化します。

#### 【主な取り組み】

障がい児保育の充実／障がい児教育・療育の充実／児童・生徒支援ネットワーク会議の充実／医療的ケア児等コーディネーターの配置／意思疎通支援事業の推進

### 02 保護者への相談支援の充実

- 障がいのある子ども・若者本人のみならず、保護者への相談支援に努めます。

#### 【主な取り組み】

保護者への相談支援の充実／療育相談・教室の実施／障害福祉サービスや通所支援等に関する取り組みの充実／家庭支援事業の実施

### 03 学校等におけるインクルーシブ教育システムの実現

- 障がいの有無にかかわらず、子どもがのびのびと成長できるようインクルーシブ教育を推進します。

#### 【主な取り組み】

多様な子どもが安心して学習できる場の確保と充実／村内全校への特別支援教育支援員の配置

## (6) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援及び社会的養育推進に関する取り組み

### 現状・課題

- ◆ 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、こどもの健やかな成長と発達を妨げることになります。たとえ騷であっても、こどもの心身に苦痛や不快感を与える体罰等も禁止であることは児童福祉法にも明記されています。
- ◆ 児童虐待件数は全国的に増加傾向にあり、令和5年度では過去最多となり、痛ましい事件も後を絶たないことから、児童虐待防止は社会的に取り組むべき事柄となっています。本村の虐待の認知件数も年々増加傾向にあり、児童虐待防止対策に一層力を入れていく必要があります。
- ◆ ヤングケアラーは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に行っている18歳未満のこどもとされています。ヤングケアラーが抱える困難は、ケア内容そのものの負担だけでなく、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている可能性もあるため、精神面を含めてこどもの将来に影響を及ぼす可能性が指摘されています。
- ◆ 15～39歳の村民調査では、ヤングケアラーという言葉の認知度について、「聞いたことはあるが、よく知らない」「聞いたことはない」と回答した割合を合算すると約4割となります。家庭環境や家族構成の中で当事者が気づかないうちにヤングケアラー状態となっている「隠れヤングケアラー」の存在や、家族の世話が自己有用感につながっているこども・若者もいます。ヤングケアラーについて、正しい理解と認知度を高めるとともに当事者の状況に合わせたきめ細やかな対応と支援が必要です。
- ◆ 長野県では、令和7年度に長野県社会的養育推進計画（後期計画）が策定されました。この計画では、すべてのこどもたちが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きるための理念や考え方が示されています。本村においても、社会的養育を推進するべく、周知啓発や地域、家庭環境の整備等に努める必要があります。

### 01 児童虐待防止対策等の更なる強化

○こども家庭センターを中心に地域の保育所、学校などや関係団体と連携し、虐待の予防、早期発見、早期支援につなげます。

#### 【主な取り組み】

こども家庭センターでの相談支援／要保護児童対策地域協議会（子育て支援ネットワーク協議会）の充実／児童相談所機能の周知啓発と連携／学校や関係団体との連携の継続／家庭支援事業の実施と推進／オレンジリボンキャンペーン事業への協力と共催

## 02 ヤングケアラーへの支援

○福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

### 【主な取り組み】

ヤングケアラー実態調査の実施／ヤングケアラー支援ネットワークへの参加／こども家庭センターでの相談支援／家庭支援事業の実施と推進

## 03 ケアリーバー\*への切れ目のない支援

○児童養護施設や里親養育を経験したこども・若者(その家庭と家族)が、将来にわたり孤立感や困難を抱えずに地域のなかで安心して暮らしていくために必要な支援や自立のための調整を関係機関と連携して図ります。

### 【主な取り組み】

こども家庭センターでの相談支援／家庭支援事業の提供/若者支援事業およびその団体や施設との連携／里親支援センター、児童家庭センターとの連携／行政の福祉窓口・関係機関との連携と引継ぎ

ケアリーバーとは…

社会的養護経験者といわれるなんらかの事情で児童養護施設や里親等による家庭以外の場所での養育を経験した18歳からおおよそ22歳の若者を指します。

## (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

### 現状・課題

- ◆ わが国の若年層の死因に占める自殺の割合は高く、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、こども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。
- ◆ 本村では、令和6年のこども・若者の自殺死亡者数は0人でしたが、引き続き、悩みを抱えるこども・若者への相談支援や環境整備が重要です。
- ◆ また、近年こども・若者を巻き込む事故や犯罪が後をたちません。インターネット利用の低年齢化が進み、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。
- ◆ こども・若者自身が事故や犯罪から身を守るための知識を身につけるとともに、身近なおとながこども・若者を見守る取り組みが必要です。

### 01 こども・若者の自殺対策

○誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

#### 【主な取り組み】

こどものこころの健康を支える取り組み／SOSの出し方教育の実施／SOS発信先の情報提供

### 02 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

○社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう情報リテラシー等の教育を強化します。

#### 【主な取り組み】

スマホ・SNS対策の推進／メディアバランスへの取り組み／情報リテラシー・情報モラル教育の推進／生活・生徒指導ネットワーク会議の活用と取り組み

### 03 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

○こども・若者が性被害に遭うことがないように、情報提供や相談・被害申告ができる相談窓口の周知を進めます。

#### 【主な取り組み】

DVに関する情報提供・啓発物配付・掲示／若者に向けた相談窓口の周知、啓発物配付／性犯罪やデートDVについて知り、未然防止を促す学習の機会／県相談窓口や専門機関等との連携／小学校・中学校での専科指導教員による授業・講座

### 04 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

○こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、学校での安全教育や保護者への周知啓発を行います。

#### 【主な取り組み】

防犯教育の充実／交通安全教育の充実／各種避難訓練の実施／避難マニュアル・防災ハザードマップの設置

### 05 非行防止と自立支援

○学校や警察、地域の関係団体等と連携し、こども・若者の非行防止を推進します。

#### 【主な取り組み】

社会を明るくする運動の推進／保護司・民生児童委員等との連携

## 2 ライフステージごとの重要事項

### (1) こどもの誕生から幼児期まで

現状・課題

- ◆ 令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、こどもの生誕前から幼児期までは、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとされており、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。
- ◆ 本村では、出生数は年々減少傾向であるものの、核家族世帯や共働き世帯の増加により、低年齢児における保育ニーズの増加、子育て家庭のあり方も多様になり、各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化しています。

#### 01 妊娠を考えるとときから妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保と提供

- 不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を強化します。また、産後ケア事業の提供体制を確保し、産前産後の支援の充実を図ります。
- 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病を予防するため定期的な健診を実施します。また、新生児聴覚検査など健康課題の早期発見・早期療育に努めます。

##### 【主な取り組み】

不妊・不育症に関する支援／妊産婦の保健指導／乳幼児の保健指導／産後ケア事業の実施／こども家庭センターでの相談支援／乳幼児全戸訪問・乳幼児健診・相談の実施

#### 02 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- こどもがのびのびと成長できるよう、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進めます。
- 地域や家庭環境にかかわらず、すべてのこどもが格差なく学べるよう、学びの連続性を踏まえ保小の関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
- 保育士等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

##### 【主な取り組み】

低年齢児保育や延長保育等、保護者のニーズに応じた保育事業の充実／やまほいくの推進／ファミリーサポートセンター事業の実施／保小連携・連絡会の充実／職員の働きやすい環境整備づくりと保育士等の育成／利用者支援事業の推進

## (2) 学童期・思春期

### 現状・課題

- ◆ 学童期・思春期は、こどもにとって身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、質の高い公教育や成年年齢を迎える前に必要となる知識についての情報提供や教育などが求められます。
- ◆ 国では令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含め、こどもの視点に立った居場所づくりを推進しています。
- ◆ 15～39歳の村民調査では、地域にあったらいいなと思う居場所について「いつでも行きたいときに行ける」「ひとりで過ごせたり、のんびりできる」がそれぞれ5割以上となっており、居場所へのニーズがうかがえます。
- ◆ また、本村は中学生の不登校者数が増加してきています。いじめの認知件数についても中学校において増加の傾向があります。いじめの防止や不登校の児童生徒への支援を継続して進める必要があります。
- ◆ これらを踏まえ、現在の5小学校1中学校の体制について、ウェルビーイングを基盤教育理念とする学びの多様化と充実を図り、阿智村のこどもたちの資質・能力を育み将来へとつなぐ持続可能な学校づくりとその環境整備を地域とともに進める必要があります。

### 01 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の提供

- こどもが安心して学び、健やかに成長できる教育環境を整えます。
- 小学校5校、中学校1校を統合し、1つの義務教育学校の環境整備に向けて地域とともに新たな学校づくりを進めます。
- こどもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、部活動の地域展開を推進します。また、体力向上のための水中運動教室を実施します。
- こどもの基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着を目的に、小学5年生を対象にした通学合宿を継続して行います。
- 地域食材を使用した安心・安全な給食を提供するとともに、食育を推進します。

#### 【主な取り組み】

児童生徒の学力向上に向けた支援と学びの機会の充実／外国にルーツをもつ児童等の多様なニーズに対する環境の整備／新たな学校づくりプロジェクト（阿智村立義務教育学校開校準備委員会）の推進／ICT教育の推進／多様なこどもが安心して学習できる場の確保と充実／小学校間、小中学校間での交流・連携の推進／多様な地域や年齢のこども同士の交流の場と機会の提供／学校給食の充実と食育の推進

## 02 放課後や学校長期休業を中心とした居場所づくりや様々なこどもの居場所対策

- こどもが安心して過ごせる居場所を整備・充実し、放課後も安全で豊かに過ごせる環境を確保します。
- こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。

### 【主な取り組み】

中央公民館事業の推進／放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実／放課後子供教室の充実／こどもの居場所に関する取り組み

## 03 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- こどもがいつでも安心して医療を受けられる体制を整え、関係機関が連携した支援体制を確保することで、地域のこどもの健やかな成育を支えます。
- 悩みや不安をかかえたこどもがいつでも相談できるよう、各窓口に専門員を配置します。

### 【主な取り組み】

0歳から18歳までの医療費窓口負担ゼロ／診療所運営／こども家庭センターでの相談支援／教育委員会、こども家庭センターへの専門職の配置と専門性向上のための取り組み／専門機関等との連携強化

## 04 思春期や青年期に必要な知識や情報の提供及び学習機会の確保

- こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、職業や仕事への理解を深めたり、自らの進路を考えたりする体験機会や学習機会を提供します。

### 【主な取り組み】

中学校職場体験の実施／中学校におけるキャリア教育の推進

## 05 いじめ防止対策及び不登校・ひきこもり等のこどもへの支援

- 「生活・生徒指導ネットワーク会議」により安心・安全で、いじめや校内暴力のない教育環境を構築します。
- 児童生徒が安心して悩みや困りごとを相談できる環境を整えるとともに、不登校のこどもを持つ保護者へのサポートを行い、継続して支援します。

### 【主な取り組み】

生活・生徒指導ネットワーク会議の充実／スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用／ひきこもりサポート事業の実施／教育相談の実施と教育支援センターの運営／こども家庭センターでの相談支援

### (3) 青年期

現  
状  
・  
課  
題

- ◆ 青年期は、大学進学や就職、社会生活のスタートなど新たな環境変化に直面する時期であり、専門性や職業性を身につけながら自己の可能性を模索する過程です。若者が将来に希望を持ち、社会参画や家庭形成、子育てなどを視野に入れつつ生活設計を描ける社会環境の整備が求められています。
- ◆ 15～39歳の村民調査では、結婚したいと思うかについて『そう思う』が約6割、子どもを持ちたいと思うかについて『そう思う』が約6割となっており、結婚や子育てを望む若者がその希望を叶えられるよう支援することが重要です。

#### 01 高等教育への支援、社会を支える大人になるための準備と教育

- 経済的な理由で進学に必要な資金の調達が困難な方に対し、専門学校や短大、大学等の入学時に必要な資金を貸与します。
- 家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学できるよう、高等教育段階の就学支援を推進します。また、職場見学や職場体験活動等を通じて、働くことへの理解を深める機会を提供します。

##### 【主な取り組み】

入学資金貸与制度／阿智高校神坂塾への支援／キャリア教育の実践と充実／自治体推薦制度による進学支援

#### 02 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み

- 若者の就労を支援するため、学校や村内企業と連携し、企業説明会やセミナーの実施、情報提供などを行います。
- 若者の村内への移住・定住の促進及び地域産業の担い手となる人材確保のため阿智村に定住し、自宅から通勤できる事業所に就職した者へ阿智村就業祝い金を交付します。

##### 【主な取り組み】

就労に関する公的機関との連携／ふるさと就業祝い金事業の実施

### 03 次世代を支え親になる準備に必要な支援

- 県、民間企業などと連携し、結婚を希望する若者への出会いの場・機会を提供するための取り組みや、婚活セミナーなどに関する情報提供を行います。
- 定住のために住宅新增改築、住宅用地及び中古住宅の取得をしようとする者に対し支援金を交付します。

#### 【主な取り組み】

結婚支援事業の活用に関する案内や支援／若者定住に関する経済的支援の充実

### 04 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談と連携体制の充実

- ニートやひきこもりの状態のある若者やその家族に対して相談支援の充実を図ります。

#### 【主な取り組み】

ひきこもりサポート事業の実施／こども家庭センターでの相談支援／関係機関・民間団体との連携

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状・課題

- ◆ 子育て家庭では、教育費や保育料、日常生活費などの経済的負担が大きく、特に低所得世帯では生活の安定やこどもの学びに影響することがあります。
- ◆ 15～39歳の村民調査では、子育ての悩みについて、「子育てで出費がかさむこと」が約4割と最も高くなっており、子育てに関する経済的負担の軽減が求められています。

#### 01 子育て世帯への経済的支援の充実

○子ども・若者の生活環境を改善するため、経済的支援を行います。

##### 【主な取り組み】

妊婦のための支援給付／出産祝金の支給／児童手当の支給／保育料軽減の実施  
／村内保育園通所児に対するおむつの無償提供事業の実施／保小中給食費無料

#### 02 医療費等の負担軽減

○子どもや子育て世帯の医療費の負担軽減を行います。

##### 【主な取り組み】

0歳から18歳までの医療費窓口負担ゼロ／福祉医療費支給支援／妊産婦健診・乳児健診受診費用補助の実施／インフルエンザ予防接種費用補助の実施

## (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

### 現状・課題

- ◆ 子育て家庭が抱える孤立や不安、情報不足は、こどもの健やかな成長や親の育児負担軽減の妨げになります。
- ◆ また、地域や家庭における子育て環境の格差があり、特に子育て支援サービスや家庭教育支援が十分に受けられていない家庭も存在します。
- ◆ 15～39歳の村民調査では、子育てをする中で有効な支援・対策について「保育サービスの充実」が約5割となっており、子育て負担の軽減が求められています。

### 01 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

○子育てをしている家庭を含めすべてのこどもと家庭に対し、地域のニーズに応じた子育て支援を推進します。

#### 【主な取り組み】

地域子ども・子育て支援事業の推進／おむつの回収・処分事業／異なる文化にルーツを持つ保護者や妊婦への支援

### 02 オンラインも活用したプッシュ型の情報提供

○さまざまな媒体を活用し、行政サービスや相談先などの子育て支援に関する情報を必要な人にわかりやすく届けられるよう発信します。

#### 【主な取り組み】

こども家庭センターでの相談支援／保育園・学童クラブ利用における情報共有アプリの活用／母子手帳アプリの利用・SNSを利用した情報発信

### 03 保護者に寄り添う家庭教育支援の推進

○家庭において、こどもの育ちの段階に応じた育児が適切に行われるよう、各種講座などの学習機会を提供し、子育て家庭の育児力の向上を支援します。

#### 【主な取り組み】

育児相談や講座の実施／両親学級・年齢別教室の実施／こども広場の開催

### (3) 誰もが主体的に育児に参画できる取り組み、多様な生き方、生活環境に合わせた育児・養育の相談や家庭支援メニューの提供

#### 現状・課題

- ◆ 全国的に、女性の社会進出等により共働き世帯が増加する中で、仕事と子育て・家庭生活の両立は、多くの家庭にとって大きな課題となります。
- ◆ また、家事・育児の負担が女性に偏る傾向があり、仕事やキャリアの継続に制約を与える場合があります。
- ◆ こどもを持つ誰もが仕事と家庭を両立できるようにするためには、子育てに関わる環境の整備を進めるとともに、誰もが自分事として子育てに向き合うことができるよう多方面に向けて主体的な子育て参画を促すことが重要です。

#### 01 共働き・共育ての推進

○夫婦や家族が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援する、共働き・共育てを推進します。

##### 【主な取り組み】

地域子ども・子育て支援事業の推進／育児休暇に関する啓発・学習会の実施

#### 02 誰もが働きやすい環境の整備

○仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知や性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、村民や企業に対して啓発を行います。

##### 【主な取り組み】

職場内での休暇制度の周知と情報提供

## (4) ひとり親家庭への支援及び支援が必要な家庭への支援

### 現状・課題

- ◆ ひとり親世帯については、子育てと仕事、家庭と社会の責任をひとりで担いがちとなり、保護者の負担感が大きいことや子育ての孤立感を感じやすい等、さまざまな面で困難に直面しやすい状況にあります。
- ◆ また、離婚成立前から実質的なひとり親としての生活が始まっている場合も多くあることから、早期かつ総合的な支援が求められます。

### 01 生活支援、子育て支援、就労支援等の実施

○ひとり親家庭の多様な課題やニーズに応じて、保護者の経済的支援や子育て支援、就労支援を行います。

#### 【主な取り組み】

児童扶養手当／福祉医療費支給制度／就学援助費、新入学用品購入等の補助制度／家庭支援事業における利用勧奨・措置および減免制度の導入

### 02 こどもに届く生活・学習支援

○こどもが安心して生活し学習できるよう、学習支援や生活支援、相談・居場所の提供を家庭・学校・地域と連携して行います。

#### 【主な取り組み】

放課後学習教室と阿智村公営塾の充実

### 03 プッシュ型による相談支援とワンストップで必要な支援につなげる相談支援の実施

○家庭からの相談を待たずに必要な支援につなげる体制を強化し、家庭訪問型の相談支援を行います。

#### 【主な取り組み】

こども家庭センターでの相談支援／サポートプラン面談・作成の実施／家庭支援事業の提供

第5章  
子ども・子育て  
支援事業計画

# 1 教育・保育提供区域の設定

国の方針では、量の見込みと確保の内容を設定するにあたって、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本村においては、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備やその状況などを総合的に勘案して、利用者が幅広い選択肢の中から、登園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるように、村内全域を一つの区域として設定します

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制

### (1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進

《国が定める事業の概要》

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校 (対象年齢：3～5歳)	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
	利用できる保護者	制限無し
保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 (対象年齢：0～5歳)	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせて持ち、地域の子育て支援も行う施設 (対象年齢：0～5歳)	
地域型保育	施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳のこどもを預かる事業。 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。	

《本村の事業展開》

本村では、保育園6園が保育サービスを提供しています。

#### ■認定区分

教育・保育施設の利用を希望する場合には、保育の必要性について市町村による以下の認定を受ける仕組みとなっています。

認定区分	対象事業	対象施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、幼児教育のみを希望する就学前児童	幼稚園／認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所／認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所／認定こども園／地域型保育所

## 1 | 1号認定（3～5歳の教育認定）

### 《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号認定（3～5歳）				
① 量の見込み	-	-	-	-	-
② 確保方策	-	-	-	-	-
③ 過不足（②-①）	-	-	-	-	-

### 《本村の事業展開》

本村では、幼稚園がないため量の見込み及び確保方策の設定はありません。

## 2 | 2号認定（3～5歳の保育認定）

### 《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2号認定（3～5歳）				
① 量の見込み	140	120	110	100	100
② 確保方策	140	120	120	120	120
③ 過不足（②-①）	0	0	10	20	20

### 《本村の事業展開》

既存施設（村内6園）で対応できる規模となっています。

## 3 | 3号認定（0歳児の教育・保育認定）

### 《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3号認定（0歳）				
① 量の見込み	6	9	9	9	9
② 確保方策	6	9	9	9	9
③ 過不足（②-①）	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

施設面であふち保育園以外での実施は困難です。当面は、現状と同様あふち保育園で育児休業明けから受け入れをします。年度途中の受け入れがあることを前提に職員を配置していきます。これらのサービス水準を維持するために、担い手である保育士を確保し、保育の質を守るため、保育士の処遇改善や研修の強化に取り組めます。

## 4 | 3号認定（1・2歳児の教育・保育認定）

### 《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3号認定（1・2歳）				
① 量の見込み	40	40	40	40	40
② 確保方策	40	40	40	40	40
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

あふち保育園で10か月から、伍和保育園・智里東保育園・清内路保育園・浪合保育園で2歳児から受け入れます。年度により地域ごと児童数に偏りができますが、ニーズに合わせ柔軟に受け入れます。

## (2) 乳児等支援給付に係る事業の推進

### 1 | 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

#### 《国が定める事業の概要》

保育園等に通所していない0歳6ヶ月～満3歳未満の未就園児を対象に、保育園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

#### 《量の見込みと確保方策》

単位:人/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
0歳児	-	5	5	5	5
1歳児	-	7	7	7	7
2歳児	-	3	3	3	3
② 確保方策					
0歳児	-	5	5	5	5
1歳児	-	7	7	7	7
2歳児	-	3	3	3	3
③ 過不足(②-①)					
0歳児	-	0	0	0	0
1歳児	-	0	0	0	0
2歳児	-	0	0	0	0

#### 《本村の事業展開》

国の指針に基づき、関係機関と連携して今後の方向性について検討します。また、保育園等における満3歳未満児クラスの活用により、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援できるよう検討します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域の子子ども・子育て家庭の実情に応じた子育て支援体制の充実を図ることとしています。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で17事業が定められています。本計画では、今後5年間で17事業を核にして展開し、地域の子子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

#### ■地域子ども・子育て支援事業一覧

No	対象事業	対象
1	利用者支援事業	0～18歳の児童とその家族
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査	妊娠期
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後0ヶ月～
5	養育支援訪問事業	0歳から概ね2歳
6	子育て短期支援事業	0～18歳
7	ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳／小1～6年
8	一時預かり事業	3～5歳／0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳
11	放課後児童健全育成事業	小1～6年
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0歳～5歳
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業者
14	子育て世帯訪問支援事業	2歳～6歳
15	児童育成支援拠点事業【新規】	学齢期児童
16	親子関係形成育成支援事業【新規】	0歳～18歳までの子どもを持つ保護者
17	産後ケア事業【拡充】	産婦及び生後1歳未満

## 1 | 利用者支援事業

### 《国が定める事業の概要》

こども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」、「妊婦等包括相談支援事業型」の4類型があります。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:箇所

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
地域子育て 相談機関	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
特定型	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

### ■妊婦等包括相談支援事業【新規】

単位:人日

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦等包括 相談支援事 業型【新規】	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

本村では、令和6年度から「阿智村こども家庭センター・あちっ子プラザ」にて「こども家庭センター型」として事業実施をしています。今後も現状の体制を継続して利用者支援を図っていきます。

## 2 | 地域子育て支援拠点事業

### 《国が定める事業の概要》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:拠点数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

乳幼児とその家族が集まる「こども広場」の環境と利便性を整え、より集いやすく遊びやすい場所とし、講座や教室も含めた充実をめざします。また、出張広場や教育等のアウトリーチを実施し、村内に広がる各地域・地区で子育ての拠りどころとなる環境や体制づくりを目指し「家庭」と「地域」との連携・協働を図ります。

## 3 | 妊婦健康診査

### 《国が定める事業の概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人回

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	280	280	280	280	280
② 確保方策	280	280	280	280	280
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

妊娠、出産、育児に関する不安等を解消するために、相談等を実施し、安心して出産できるように支援します。また、健診の費用面での支援も継続していきます。

## 4 | 乳児家庭全戸訪問事業

### 《国が定める事業の概要》

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	20	20	20	20	20
② 確保方策	20	20	20	20	20
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

各家庭の訪問を実施し、各家庭の状況に応じた指導、育児支援に努めます。また、健康診査や育児相談、家庭訪問等により育児支援を継続します。

## 5 | 養育支援訪問事業

### 《国が定める事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3
② 確保方策	3	3	3	3	3
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

援助が必要な家庭のために、専門職を配置し、当該家庭の適切な養育の実施を援助する体制を整えます。また、必要に応じ、より専門性の高い乳児院や助産師等にこの事業を委託し、事業の充実を図ります。

## 6 | 子育て短期支援事業

### 《国が定める事業の概要》

保護者の休養や疾病等の理由により家庭において養育が受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2	3	3	3	3
② 確保方策	2	3	3	3	3
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

今後も利用者数、利用機会の増加が見込まれるため、委託する連携施設を増やします。特に民間団体、里親等地域資源の活用を幅広く行い、事業の安定と拡充を目指します。

## 7 | ファミリー・サポート・センター事業

### 《国が定める事業の概要》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	20	20	20	20	20
② 確保方策	20	20	20	20	20
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

本村では、阿智村保育サポート事業「おひさま」として展開しています。サポートの仲介やサポーターの養成と研修、センター運営管理は、現在、阿智村こども家庭センターが担っています。今後は民間資源の活用も検討していきます。

## 8 | 一時預かり事業

### 《国が定める事業の概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 《量の見込みと確保方策》※幼稚園型

単位:人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	70	70	70	70	70
② 確保方策	70	70	70	70	70
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《量の見込みと確保方策》※幼稚園型以外

単位:人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	70	70	70	70	70
② 確保方策	70	70	70	70	70
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

本村では、3歳以上児の場合は、村内各園で対応が可能です。3歳未満児は、それぞれ実施している年齢のこどもの預かりで対応します

## 9 | 延長保育事業

### 《国が定める事業の概要》

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	60	60	60	60	60
② 確保方策	60	60	60	60	60
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

現在、以下の施設で朝及び夕方の延長保育を行っています。今後のニーズに合わせて柔軟に対応できるよう職員の確保に努めます。

#### ■実施施設

施設名	利用時間	
	朝	夕方
あふち保育園	7:30~8:00	16:00~19:00
伍和保育園	7:30~8:00	16:00~18:30
智里東保育園	7:30~8:00	16:00~18:30
智里西保育園		16:00~17:15
浪合保育園		16:00~17:15
清内路保育園		16:00~17:15

## 10 | 病児保育事業

### 《国が定める事業の概要》

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4	4	4	0	0
② 確保方策	4	4	4	0	0
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

飯田市内の病院に委託しています。

## 11 | 放課後児童健全育成事業

### 《国が定める事業の概要》

保護者や家族が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に就学している児童に対し、放課後及び学校休業日に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	小学1年生	35	35	35	40	22
	小学2年生	30	35	35	35	40
	小学3年生	25	30	30	25	30
	小学4年生	30	20	25	25	20
	小学5年生	15	25	15	20	22
	小学6年生	15	12	18	10	12
	合計	150	157	158	155	146
② 確保方策		150	157	158	155	146
③ 過不足(②-①)		0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

審査要件の見直しで、必要な家庭が適切に利用できる体制をつくり、利用する児童が安心安全に過ごせる生活の場を提供するとともに、遊びや集団生活を通して、健全な成長を支えます。また、各クラブの職員配置数を確保し、専門性を高める研修や資格取得に努め、児童の心身健やかな成長の場となる活動や生活援助を行います。

#### ■実施施設(学童保育)

学区	名称	設置場所	定員
第一小学校	わんぱくクラブ	駒場 第一小学校敷地内学童保育施設	45名
第二小学校	児童クラブにじ	伍和 第二小学校体育館ミーティングルーム	40名
第三小学校	プレイパーク	智里 智里東公民館	25名
委託運営			
清内路小学校	はなもも	清内路 清中プラザ	10名
浪合小学校	浪合放課後児童クラブ	浪合 通年合宿センター	20名

## 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 《国が定める事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 《本村の事業展開》

国の動向を注視しながら、必要に応じて事業内容の調査・研究を行います。

## 13 | 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

### 《国が定める事業の概要》

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 《本村の事業展開》

体制を整え、必要に応じて対応します。

## 14 | 子育て世帯訪問支援事業【拡充】

### 《国が定める事業の概要》

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行う事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	3	3	3	3
② 確保方策	1	3	3	3	3
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

本村では、こども家庭センターの職員を中心に実施しています。今後は、民間や個人等への委託も図りながら、支援の体制強化と地域資源の活用につなげていきます。

## 15 | 児童育成支援拠点事業【新規】

### 《国が定める事業の概要》

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5	10	10	10	10
② 確保方策	5	10	10	10	10
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

本村では、児童や家庭の様々なニーズを受け、令和8年度より地域の民間団体等に委託し事業を実施します。こども家庭センター、教育支援センターも連携して支援にあたります。

## 16 | 親子関係形成支援事業【新規】

### 《国が定める事業の概要》

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

### 《量の見込みと確保方策》

単位:人/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	5	5	5	5
② 確保方策	0	5	5	5	5
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

本村では、令和8年度より実施しています。より良い親子関係の形成や構築のためのプログラムや交流の機会と場を提供し、悩みや不安の解消に向けて、必要とする各家庭とともに取り組みます。

## 17 | 産後ケア事業【拡充】

### 《国が定める事業の概要》

産後の母子が安心して生活をスタートできるように、母親の心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を行う事業です。

### 《量の見込みと確保方策(年あたりの延べ人数)》

単位:人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3
② 確保方策	3	3	3	3	3
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 《本村の事業展開》

本村では、村が委託した病院、助産院にて宿泊型の産後ケア事業を実施しており、令和8年度から宿泊型のほかに、通所型・訪問型も実施します。

## 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、幼稚園等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置づけされていなかった子ども・子育て新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、円滑に実施していきます。また、この給付制度に基づく、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携して実施します。

## 5 放課後児童対策パッケージ

すべての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所を整備していくため、また、次代を担う人材を育成するため、総合的な放課後対策を講じる必要があることから、文部科学省と厚生労働省が連携して検討を進め、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定されました。このプランには、「放課後児童クラブ」（厚生労働省所管事業）と「放課後子供教室」（文部科学省所管事業）の整備目標が示されるとともに、両者の一体的な運用を推進することや県・市町村の役割などが示されています。また、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。さらに、省庁再編を経て、令和5年12月には、こども家庭庁と文部科学省が「放課後児童対策パッケージ」を、令和6年12月には「放課後児童対策パッケージ2025」を策定しました。

本村では、引き続き放課後児童対策を推進するため、国が市町村に示している項目を踏まえ、以下の内容を設定し取り組みを進めます。

- (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
- (2) 放課後子供教室の年度ごとの実施計画及び一体型・連携型の目標事業量
- (3) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
- (5) 放課後児童対策に係る教育委員会と学校の具体的な連携方策

※連携型：放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

校内交流型：連携型のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

### (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	157	158	155	146
目標整備量	150	157	158	155	146

### (2) 放課後子供教室の年度ごとの実施計画及び一体型・連携型の目標事業量

単位：校

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学校数	5	5	5	5	5
連携型	3	3	3	3	3
一体型（校内交流型）	2	2	2	2	2

### **(3) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策**

#### 《具体的な方策》

本村では、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施しています。放課後児童クラブ支援員と放課後子供教室のコーディネーターの配置や放課後サポーターとして地域人材の配置と活用を行っています。さらに地域の人も参加する運営協議委員会による情報共有を図り、児童の参加しやすい環境づくりを考え、今後も体制の維持に努めます。

### **(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策**

#### 《具体的な方策》

本村の放課後児童クラブの管理などについて、村、教育委員会、学校で協力し、運営しています。また、放課後子供教室運営協議委員会や放課後児童担当者と学校との連絡会議を開催し、活動の計画や空き教室の利用について協議しています。今後もこうした連携を図っていきます。

### **(5) 放課後児童対策に係る教育委員会と学校の具体的な連携方策**

#### 《具体的な方策》

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施を一体的及び連携しながら進めるため、両事業はこども家庭センターが担当します。実施にあたっては学校との調整を丁寧に行い、学校職員との連絡会や放課後児童クラブ、放課後子供教室の参観を通して児童の活動や様子について共有を図り、実施に活かしていきます。引き続き、体制の維持に努めていきます。

# 第6章

## 計画の推進

# 1 計画の推進体制

本村におけるこども・若者、子育て支援施策の総合的・計画的推進を図るため、以下の内容を踏まえ取り組みを進めます。

## (1) 阿智村児童福祉審議会の開催

本計画を実行性のあるものとして着実に推進していくためには、多様な主体の取り組みが必要不可欠となります。そのため、学識経験を有する人、こどもの保護者、こどもとこどもの保護者を支援する事業に従事する人等で構成する「阿智村児童福祉審議会」を開催し、計画の進捗状況の把握、点検、評価、見直し等を行います。

## (2) 庁内の推進体制

こども・若者、子育て支援に関する施策は多岐の分野にわたるものであることから、全庁的な連携のもとで総合的かつ効果的な計画の推進を図るため、関係各課の実施状況を把握し、計画的に推進します。

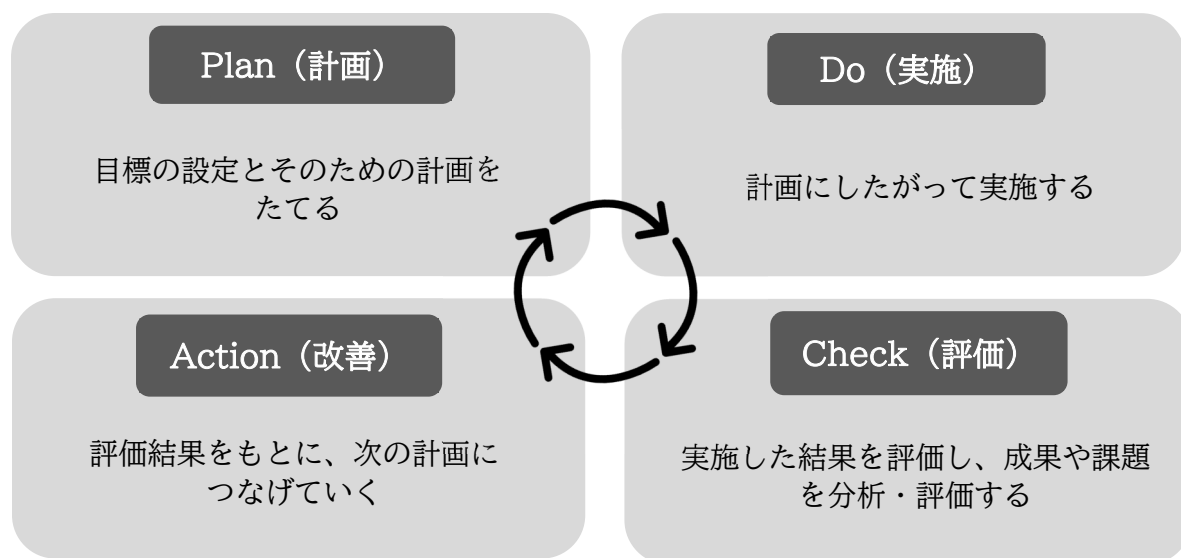
## (3) 情報提供による計画の推進

本計画は、こどもの育ちや若者の成長、子育て家庭に理解と関心を深められるよう、家庭、地域、事業所、行政など社会全体で連携して支援していこうとするものです。計画の内容を広く村民に理解してもらうために、広報やホームページ等を通して、計画の周知・啓発を図ります。

## 2 計画の評価・検証体制

各種施策の進捗状況を把握するため、PDCAサイクル〔Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）〕のプロセスを踏まえた計画の進行管理の実施に努めます。ま

### ■PDACサイクルのプロセスイメージ





# 資料編

# 1 阿智村児童福祉審議会委員名簿

## ■令和7年度阿智村児童福祉審議会委員名簿

機関名	職名	氏名
こどもに関する団体	なみあい育遊会理事長	大石 純平
こどもに関する団体	ひなたばた管理者	熊谷 歩
こどもに関する団体	こども応援隊(こども食堂)代表	林 茂伸
こどもに関する団体	(一社)里山キャンパス理事長	二川 文香
こども育成会代表	阿智村子ども会育成連絡会代表	佐々木 悟
阿智村小中学校 PTA の代表	村内小学校 P T A 会長	木下 耕一
阿智村保育園保護者会の代表	保護者会連合会長	高坂 祐輔
阿智村保育園保護者会の代表	保護者会連合会副会長	熊谷 直哉
学識経験者	関西学院大学教授	畠山 由佳子
阿智村主任児童委員	主任児童委員	三浦 陽子
阿智村民生児童・福祉委員会の代表	民生児童委員	下山 みさを
阿智村教育委員会の代表	教育委員	片桐 瑞木
阿智村小学校・中学校校長の代表	阿智中学校校長	関 雅夫
児童福祉経験者		樽沢 和子
児童福祉経験者	飯田風越福祉会風越乳児院 里親センター センター長	吉田 千佐紀

---

## 阿智村こども計画

発行年月：令和8年3月

発行：阿智村

編集：阿智村 教育委員会 TEL 0265-45-1231  
こども家庭センター TEL 0265-45-1232  
FAX 0265-45-2126

---

